

平成29年度
青森市子どもの権利相談センター
活動報告書



青森市子どもの権利擁護委員

青森市子どもの権利条例

平成二十四年十二月二十五日制定

平成二十四年青森市条例第七十三号

(条例より前文を抜粋)

青森市は豊かな青い森に抱かれたまちです。森では、木々、草花、鳥や虫など数え切れない生きとし生けるものが生まれ、育まれています。これらが互いに深く結びつき、共に支え合う森は、新たないのちのゆりかごであり続けます。

私たちは、この青森市が、生きる力みなぎる子どもが育つ大きなゆりかごであって欲しいと願っています。

そこでは、子どもと大人が育ち合い、学び合う関係が大切にされなければなりません。そのことによって、子どもは、他者を尊重しながら共に支え合い、青森市の文化や伝統を受け継ぎ、未来を切り開いていくことができるのです。

日本は、世界の国々と児童の権利に関する条約を結び、子どもだからこそ認められるべき権利を保障し、自分らしく生きることを大切にすると約束しています。

市は、この条約に基づき「子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今もっとも良いことは何かを第一に考える」という「子どもの最善の利益」(同条約第三条)を基本理念として、子どもが健やかに育つための環境づくりを進めてきました。

市が設置した青森市こども委員会の子どもたちは、子どもの権利について学ぶ中で、「人はそれぞれ個性をもち、誰もが大切な存在として同じところ、違うところを認め合うことが大事である」、「大人は、子どもの意見に最後まで耳を傾けてほしい」、「ちょっとしたことでも、『あなたには、こういう良いところがある。』と言ってほしい」と宣言しています(平成二十三年三月子ども宣言文)。

私たちは、子どもが他者と共に生き支え合う市民として成長する青い森のまちづくりをめざし、子どもの権利を保障することを表明し、この条例を制定します。

十五の君へ～子どもの権利擁護委員からのメッセージ～



子どもの権利擁護委員 関谷 道夫

1. This Is Me ～これが私～

暗闇には慣れている
来ないで と声がする
“あなたなんか見たくない”と
そして自分が嫌いになった
消えて と声がする
“あなたなんて愛されてない”と

皆さんは、大晦日の「紅白歌合戦」を見たでしょうか。郷ひろみのバックで踊っていたのが大阪府立登美丘高等学校ダンス部です。昨年末、キレッキレの「バブリーダンス」で、ネットのパフォーマンス動画や、Mステ・レコード大賞・紅白歌合戦などを席卷していました。

最近では、バブリーダンスのテイストから一変して、登美丘高校ダンス部と映画『グレイテスト・ショーマン』とコラボしたダンス動画が高い評価を受けています。高校生らしい「苦しみ」と「生きる強さ」の両方を感じさせるものになっています。もちろんキレッキレのダンスはカッコいいのですが、特に注目したいのがこの映画の主題歌「This Is Me」の歌詞です。ゴールデン・グローブ賞2018で最優秀主題歌賞を受賞した曲ですが、登美丘高校の動画の和訳が一番すっきりきました。

映画『グレイテスト・ショーマン』の中で、主題歌がどこで登場するのか注目して見ていましたが、マイナーなもの達が、蔑まれ疎んじられた場面で、力強く歌われていました。

映画と主題歌の底流には、切り裂く言葉たちを浴びて、アザだらけになっても、決して負けない、押し流してやる、受けて立つ、どんな壁でも超えてやるという力強いメッセージがあります。「私は私！」「ありのままの自分で生きよう！」「私にも輝ける場所がある！」という力強い決意が伝わってきます。

私を切り裂く言葉たち
そんなもの 押し流してやる
私は勇敢 アザだらけでも
これがありのまま
これが私だから

『勇敢』という言葉！ちょっと気になりませんか？当たり前日本語ですが、「勇敢」という言葉が日常生活で使われているのでしょうか？「堂々と戦う」「受けて立つ」という感覚もあまりないように思います。確かに日本語ですが、近頃のポピュラーな精神ではないように感じられます。これまでの生活の中で、「正々堂々と勇敢に戦え！」と背中を押されたことがあったのでしょうか？

皆さんが生まれる大部前の話ですが、子ども達が「ハリマオ」や「月光仮面」というヒーローに夢中になっていた時代がありました。そこでは「正義の味方」「正義の使者」という言葉が流行って、疑いもなく「正義は勝つ」「悪と戦う」という言葉を使っていました。それも色あせて、最近では、何が「正義」なのか「悪」なのか？何が加害なのか被害なのか？姿が見え難くなっています。

私も学校現場で心理学の先生をしています。現実には、狭い人間関係の中で、学生の対人トラブルは日常茶飯事です。学生自身も教員もその対応に苦慮し、疲弊している状態です。学校の精神風土として、対人トラブルなどが発生すると「話し合しましょう」とか「相手を理解しましょう」という流れに向かっていくのが一般的です。「相手の立場に立つ」「相手を受容・共感する」「落ちどころを探す」という雰囲気が強いように思います。「勇敢に戦え」「絶対に負けるな」「あなたはあなた 私は私」という姿勢で後押しされることはあまり見かけません。皆さんの家庭や学校ではいかがでしょうか！？

「This Is Me」の根底には、「銃弾を浴びたって受けて立つ 今日私はどんな壁でも超えてやる」「どんな逆境にも負けない！」という、今ではむしろ新鮮に聞こえる強い意志と姿勢が貫かれています。至極シンプルな対処ですが、脅威に毅然と立ち向かう、目の前の敵と己の弱さに果敢に立ち向かうという選択肢も十分考えられることです。

ここからは、ちょっと難しい話になりますが、心理学に『闘争・逃走反応』という古典的な概念があります。簡単にいえば、『戦うか？逃げるか？』ということです。人間を含めた動物が生命を脅かされるような危機に直面した時、とっさにとる判断と行動のことです。敵から身を守るために備わった本能的な能力だと考えられています。人間が生きていくということは、生命を脅かされる危険と常に隣り合わせです。その中を切り抜け、乗り越える有効な手段が闘争・逃走反応です。

この言葉を取り上げたのは、「勇敢に闘う」ことを強調したい訳ではありません。むしろ「逃げる」ということも、「時を待つ」「身をかかわす」ことも、生き延びていくためには重要な選択肢だと言いたいのです。これまで「逃げる」という選択はあまり推奨されなかった行動です。しかし、採算がないのにもかかわらず勝てない戦いを続けることは、無駄にエネルギーを消耗することになります。野生動物の動画で、まごまごしている間に、逃げ遅れて捕まって命を落とす可哀そうなシーンがありました。五感をフル活用して、逃げることを決断しないとダメージは大きくなるのです。

2. いじめられている君へ ～死なないで、逃げて、逃げて～

星野源・新垣結衣主演で、大ヒットした胸キュンドラマのタイトルは『逃げるは恥だが役に立つ』でした。面白いタイトルだと思っていた。この言葉は、ハンガリーのことわざで、「自分の戦う場所を選べ」ということを意味しているのだそうです。今いる場所にしがみ付くのではなく、逃げることも選択肢にいれて、自分の得意なことが発揮できる場所を見つけ出そうというものだといえます。

かつて、朝日新聞が「大津市の中学生いじめ自殺事件」を受けて、『いじめと君』の特集を連載しました。「いじめられている君へ」「いじめている君へ」「いじめを見ている君へ」に分かれています。先輩からのメッセージは、いじめ経験のある「さかなクン」「内藤大助」から「茂木健一郎」などの著名な学者まで多彩でした。

この中で、一番、印象に残ったのが劇作家・鴻上尚史のメッセージでした。

あなたが今、いじめられているのなら、今日、学校に行かなくていいのです。

あなたに、まず、してほしいのは、学校から逃げることです。

逃げて、逃げて、とことん逃げ続けることです。

学校に行かない自分をせめる必要はありません。

大人だって、会社がいやになったら、会社から逃げているのです。

次にあなたにしてほしいのは、絶対に死なないことです。

だいじょうぶ。この世の中は、あなたが思うより、ずっと広いのです。

あなたが安心して生活できる場所が、ぜったいにあります。

それは、小さな村か南の島かもしれませんが、きっとあります。

どうか、勇気を持って逃げてください。(抜粋)

「逃げるな」と言われることがあっても、「逃げろ」といわれることは少ないのではないのでしょうか。逃げてもいいんだ、とにかく死なないこと、世の中は広い、あなたの居場所は必ずある…というメッセージはもっとも説得力があった気がします。逆説的な表現なのかもしれませんが、根底には、日本社会のもつ集団の凝集性(一致団結しようとする傾向)、集団の一斉性(互いに同一性を保とうとする傾向)、集団の同調圧力(同じような行動・考えを求める傾向)から距離を置いて生きていけるという主張を感じます。

昔から、「三十六計逃げるに如かず」という言葉があります。形成が不利になった時は、あれこれと策を練るよりも、逃げるべき時は逃げて身を守ることが肝心だということです。

古武道や護身術なども、闘って「勝つこと」では無く、危険から身をそらして「負けないこと」を重視しています。いかに、無事に帰ってくるかが大切なのです。真剣で真正面から戦えば、一方的に無傷ということはありえません。危険を回避し、自分で自分の身を守ることが大事なのです。

ここまで読んで感じることはありませんか?「実際には闘うことも、逃げることも出来ないんじゃないの?」ということ。そのとおりで、さきほどの「闘争・逃走反応」に、もう一つの言葉を加えることがあります。「すくむ」という反応です。動物は何か強烈な脅威に遭遇した時、危険に対する自己防衛の第一歩として、無意識に「すくむ」という行為をとります。生き残る上で最も効果的な方法だとわかっています。「すくむ」ことによって、可能な限り危険に巻き込まれないようにするのです。脅威に一切巻き込まれないことによって、生き残る確率を高くします。「かたまる」という言葉で表現されることもあります。ストレス(脅威)が強大で、戦っても負け、逃げて逃げきれない、体力や気力が弱体化して何もできない状態です。

かつて重篤な児童虐待に対応していた頃、「こんなひどい目にあっているのに、なぜ、周囲に助けを求めなかったのだろう」と思うことが度々ありました。脅威に晒されてきた子どもはもはや世界を信用していません。助けを求めても誰も助けてくれないと思っています。戦うエネルギーも逃げるエネルギーも奪われて、何もかもできなくなっているのです。『学習性無力感』と言われる状態です。

人は、戦うことも、逃げることも、人に助けを求めることも容易にはできません。そう簡単にはSOSのシグナルを発信しないのです。それは分かっています。しかし、窮地に陥った時、青森市には、全国に先駆けて独自に設置した「皆さんを守るための専門機関」があることを思い出してくださいね!

3. 手紙 ～拝啓 十五の君へ～

アンジェラ・アキさんのこの曲は、15歳の自分と30歳の自分との往復書簡の形で描かれています。

**今 負けそうで 泣きそうで 消えてしまいそうな僕は
誰の言葉を信じ歩けばいいの?
ひとつしかないこの胸が何度もばらばらに割れて
苦しい中で今を生きている**

ブリーフ・セラピーという心理療法のアプローチに、「タイムマシン・クエスチョン」というユニークな技法があります。『タイムマシンに乗って、今から10年後の自分を見に行ったとするよね。そのとき、あなたはどこで何をしていると思う?』という質問をするものです。私は学生たちに、これに付け加えて『10年後のあなたが、今のあなたにメッセージを送るとするならば、どんなことを言うだろうね?』と尋ねています。

確かな未来像を意識させることによって、未来像を実現するまでの具体的な道筋を描き、紆余曲折があったとしても、それに向かって着実に人生を選択していきます。そのために、今取り組まなければならないこと、今大事にしなければならないことは、皆さんの胸の中にあります。

**今 負けないで 泣かないで 消えてしまいそうな時は
自分の声を信じ歩けばいいの
大人の僕も傷ついて眠れない夜はあるけど
苦くて甘い今を生きている
人生の全てに意味があるから 恐れずにあなたの夢を育てて
Keep on believing**

平成30年4月

(せきや みちお 臨床心理士)

平成 29 年度活動報告書

目 次

I 青森市子どもの権利相談センターの概要

- 1 設置目的と性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 運営体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 相談・救済の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

II 活動の状況

- 1 相談活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 調整活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 3 調査活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

III 運営会議

- 1 運営会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

IV 広報・啓発活動

- 1 広報・啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 2 制度・活動に関する研修、会議・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

V 子どもの権利擁護委員からのメッセージ

- 「多様性を受け容れる社会について」 子どもの権利擁護委員 沼田 徹・・・45
- 「子ども同士での学びはすごい」 子どもの権利擁護委員 小林 央美・・・47

VI 相談件数等の年度比較

- 1 相談の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- 2 調整活動の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- 3 調査活動の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57

VII 参考資料

- 1 青森市子どもの権利条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- 2 青森市子どもの権利相談センター職員名簿・・・・・・・・ 65

I 青森市子どもの権利相談センターの概要

- 1 設置目的と性格
- 2 運営体制
- 3 相談・救済の流れ

I 青森市子どもの権利相談センターの概要

1 設置目的と性格

「青森市子どもの権利相談センター」は、「青森市子どもの権利条例」第4章に基づき、権利侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済し、権利の回復を図ることを目的に設置されました。

子どもの権利侵害は、子どもが被害を認識しにくいことから心に大きな傷を受けたり、その後の成長に取り返しのつかない影響が生じたりするという特性があります。そのため、子どもの気持ちを早期に受け止め、できるだけ子どもに寄り添う専門の救済機関が必要になります。

このことから、相談に応じるだけではなく、救済の申立てに基づき独自に調査や関係者間の調整を行うなど、権利を侵害しているものに対して、是正措置や制度改善を求める権限を有する、行政からの独立性が確保された新たな機関として、「青森市子どもの権利擁護委員」を設置することとしました。

子どもの権利擁護委員の法的性格は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく、市長の附属機関です。

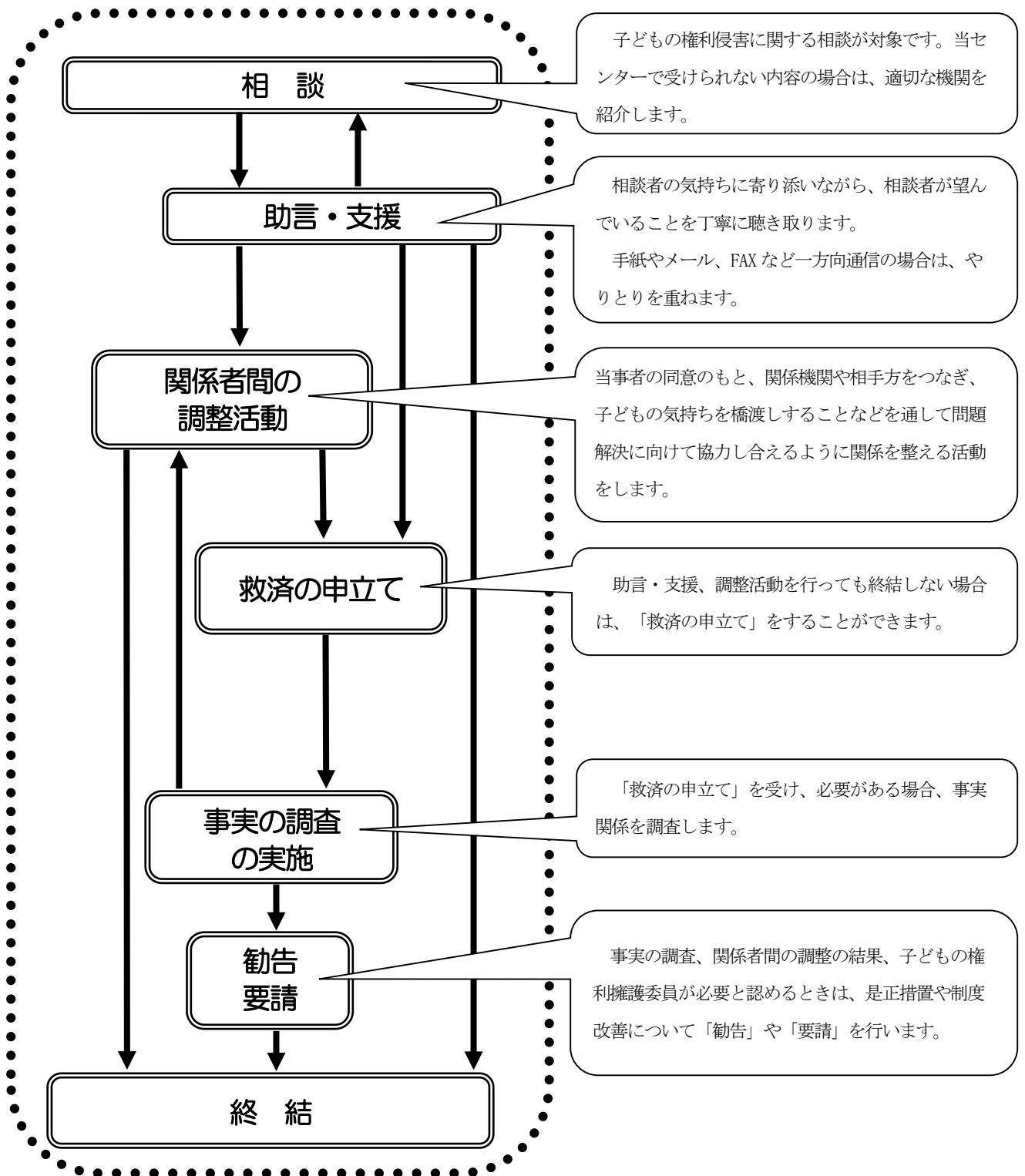
附属機関には、行政執行における意思決定権はありませんが、その専門性から、子どもの権利擁護委員の自らの判断で、子どもの権利を侵害したものに対して、是正措置や制度改善を勧告したり要請したりすることを働きかけることができます。



2 運営体制

区 分	摘 要
開 設 日	平成 25 年 5 月 1 日
場 所	〒030-0822 青森市中央 3 丁目 16-1 青森市総合福祉センター2 階
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの権利擁護委員 3 名（弁護士、大学教員、臨床心理士） ・ 調査相談専門員 3 名
基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「子どもの最善の利益」を優先して考えます。 ・ 子ども一人一人が権利の主体として尊重されます。 ・ 子どもの成長と発達に配慮した支援を行います。
相談・救済の基本対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども又はその関係者から相談を受け、助言（情報提供、他機関紹介等）、支援（相談継続、当事者自身による問題解決への支援）及び関係者間の調整（当事者間の調整支援）を行います。 ・ いじめや虐待等の深刻な権利侵害だけではなく、子どもが抱えるさまざまな悩みを広く受け付けます。 ・ 当事者自身による解決への支援や関わりのある第三者との調整など、できるだけ子どもが望むような支援を行います。 ・ 関係者間の調整は、子どもの気持ちを橋渡しし、当事者に対し助言を行ったり、関係者に対する働きかけを行ったりするなど、当事者の間に入って相互理解を深め、子どもにとって最善の解決を目指します。 ・ 子ども又はその関係者から救済の申立てがない場合であっても、子どもの権利擁護委員の判断で、救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査、関係者間の調整を行います。
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青森市内に在住、在学、在勤する 18 歳未満の子どものことであれば、誰でも相談できます（18 歳や 19 歳でも、高等学校に在学中の生徒などは対象に加えることとしています。）。
受付時間	月曜日～金曜日の午前 10 時～午後 6 時 (祝日、年末年始を除きます。)
相談方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓 口 相 談 青森市子どもの権利相談センターで相談 ・ 電 話 0120-370-642（フリーダイヤル） <small>みんなをむすぶ</small> ・ ファックス 017-763-5678 ・ メ ー ル ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp ・ 手 紙 〒030-0822 青森市中央 3 丁目 16-1 青森市総合福祉センター2 階 青森市子どもの権利相談センター

3 相談・救済の流れ



- ☆ 子どもの権利擁護委員が必要と認めるときは、関係者の見守りを継続的に行うことがあります。
- ☆ このフロー図は、ケース対応の一例です。



青森市総合福祉センター



青森市総合福祉センター正面玄関



青森市子どもの権利相談センター入口



青森市子どもの権利相談センター内



青森市子どもの権利相談センター相談室

Ⅱ 活動の状況

- 1 相談活動
- 2 調整活動
- 3 調査活動

Ⅱ 活動の状況

1 相談活動(H29.4.1～H30.3.31)

相談受付件数は、実件数(※1)が105件、延べ件数(※2)が608件でした(前年度:実件数106件、延べ件数856件)。

さまざまな困難に直面した子ども及び保護者などから寄せられる悩みなどに対し、解決のために相談が重ねられ、1件の相談当たり平均5.8回(前年度は8.1回)のやりとりが行われました。

☆「相談受付件数」の年度比較はP53参照

(1) 月別相談受付件数(図1)

これまででは、センターを周知するためのチラシ等の配付後に新規相談が多く寄せられる傾向がありましたが、平成29年度は、広報・啓発活動をこまめに実施したことで7月、9月を除き平均的に相談が寄せられました。

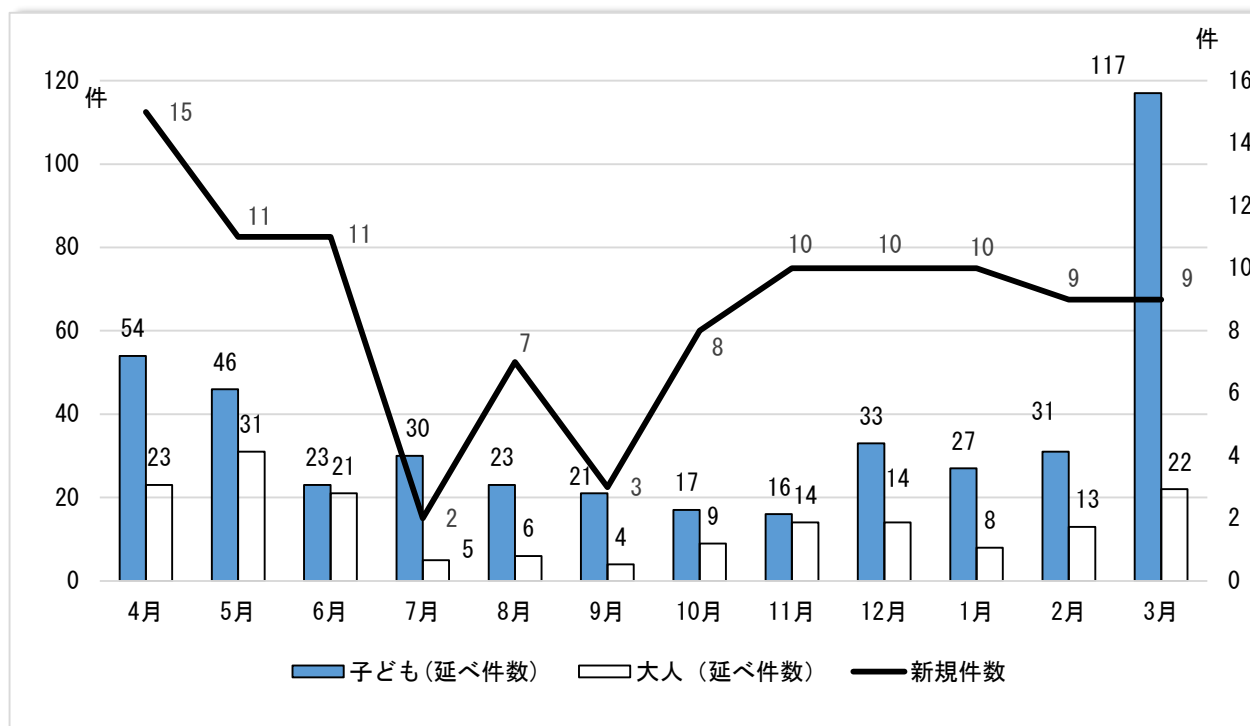


図1 月別相談受付件数(延べ件数:608、新規件数:105)

※1 実件数

1人についての初回から終結までの相談を1件とします。

※2 延べ件数

相談を受けた総数です。たとえば、1案件で3回の相談を受けた場合は延べ3件と数えます。

(2) 相談者の内訳(図2、図3)

相談者(※3)は、大人(64人 61.0%)が子ども(41人 39.0%)の約1.5倍となっています。

その内訳は、父又は母(41人 39.1%)が最も多く、次いで高校生(13人 12.4%)となっています(図2)。

なお、その他大人は、近隣住民などが主な相談者です。

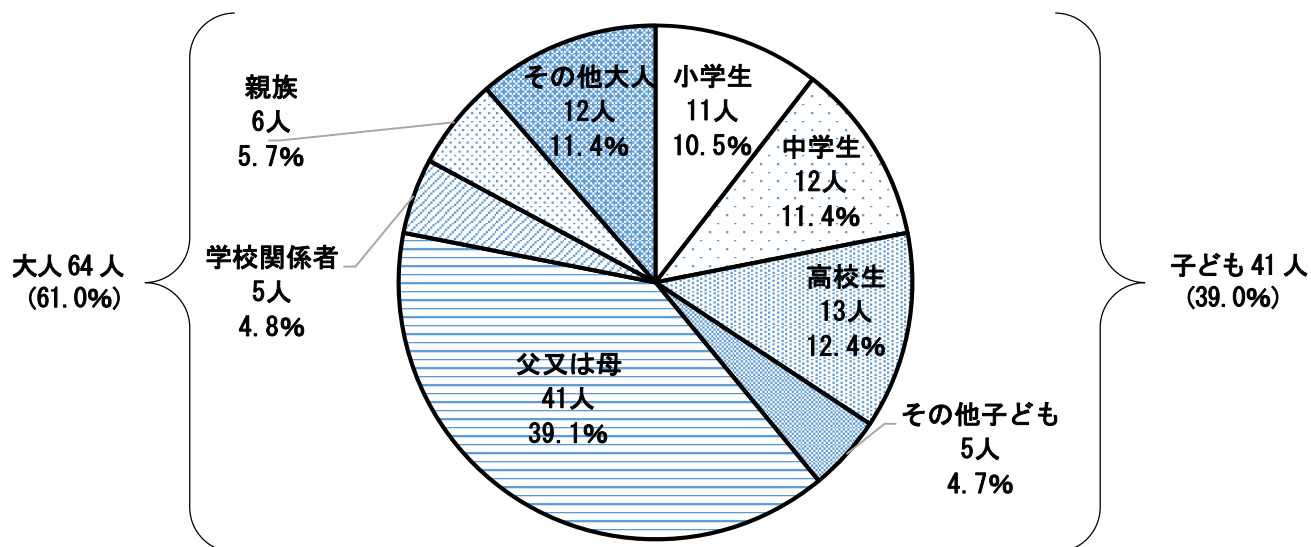


図2 相談者の内訳(実人数:105)

一方、延べ人数では、子ども(425人 69.9%)が、大人(183人 30.1%)の2.3倍となっています。

その内訳は、中学生(205人 33.7%)が最も多く、次いで高校生(182人 29.9%)、父又は母(139人 22.9%)となっています(図3)。

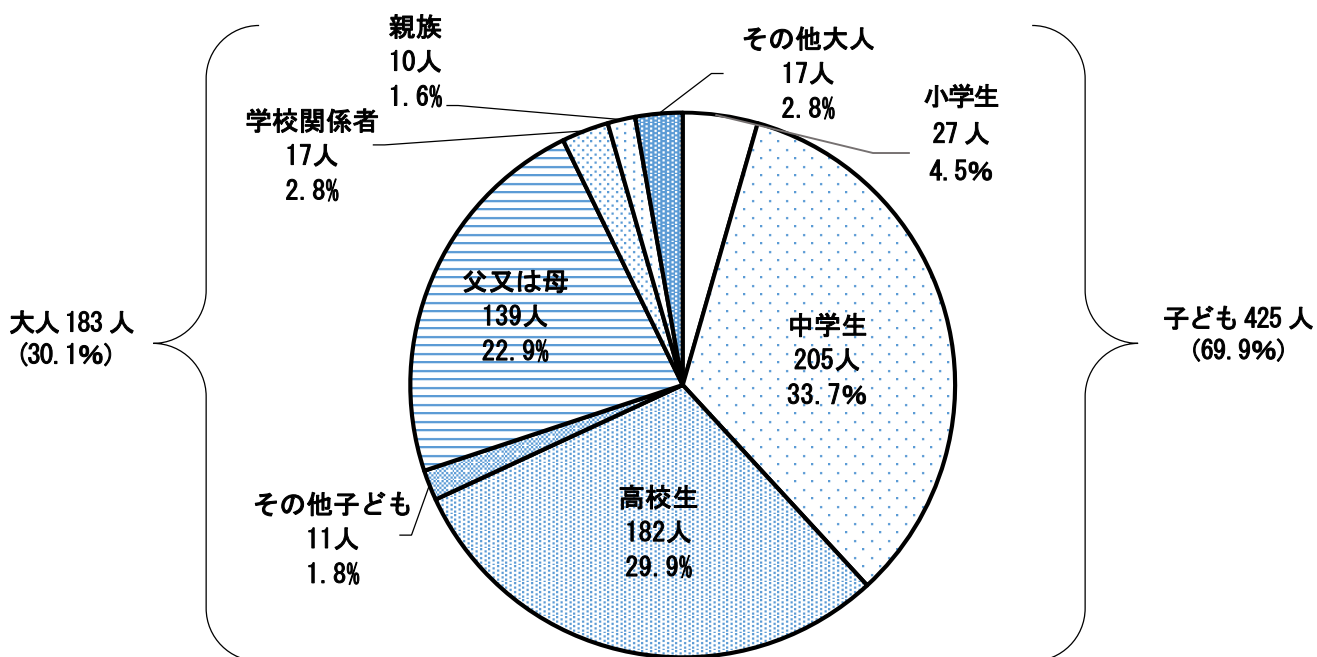


図3 相談者の内訳(延べ人数:608)

☆ 「相談者の内訳」の年度比較はP53 参照

※3 相談者
相談をしてきた人のことをいいます。

(3) 相談対象者の内訳(図4)

相談対象者(※4)の延べ人数は、中学生(237人 39.0%)が最も多く、次いで高校生(191人 31.4%)、学校関係者(63人 10.4%)となっています(図4)。

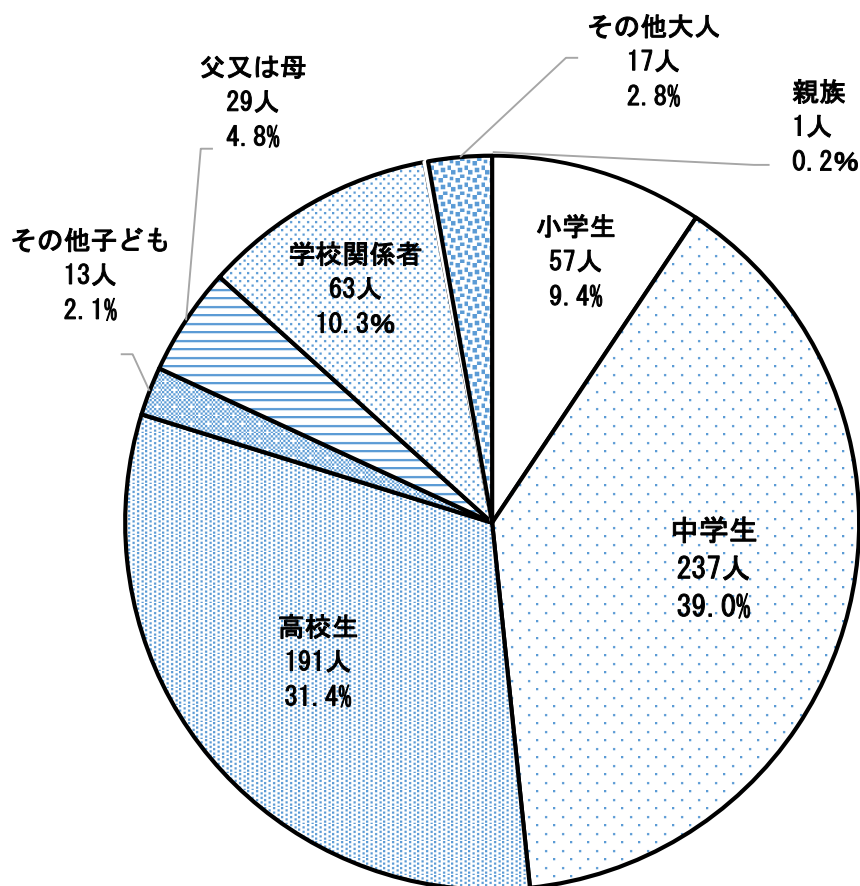


図4 相談対象者の内訳(延べ人数:608)

☆ 「相談対象者の内訳」の年度比較はP53 参照

※4 相談対象者

誰についての相談かということです。

例えば、母親から小学生に関する相談があった場合には、「相談者」は母親になり、「相談対象者」は小学生となります。

(4) 相談の方法(図5、6、表1)

初回相談で最も多かった相談方法は、電話(56件 53.3%)でした(図5)。

延べ件数で見ると、メールによる相談(359件 59.0%)が最も多く、次いで電話による相談(169件 27.8%)となっています(図6)。

なお、相談方法は、相談継続の中で解決の最良の方法を模索しながら変わることがあります。

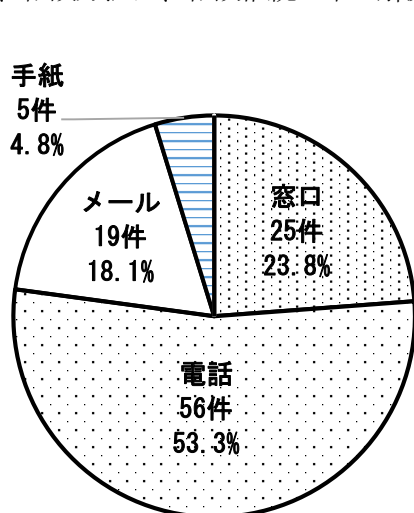


図5 初回相談の内訳(件数:105)

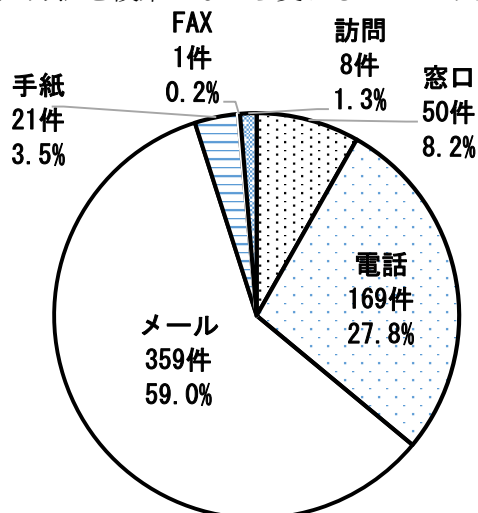


図6 延べ件数の内訳(件数:608)

☆ 「相談方法別件数」の年度比較はP54参照

相談者と相談方法の関連では、子どもからの相談はメールによる相談(337件 55.4%)が、大人からの相談は電話による相談(123件 20.0%)が最も多くなっています(表1)。

表1 相談者・相談方法別件数

相談方法	子ども				大人					合計件数(%)
	小学生	中学生	高校生	学年不詳	父親	母親	親族(祖父母等)	学校関係者	その他	
窓口相談	3	3	8	4	0	22	4	1	5	50件(8.3%)
電話	4	15	21	6	1	91	6	13	12	169件(27.6%)
FAX	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1件(0.2%)
メール	17	170	149	1	0	21	0	1	0	359件(59.0%)
手紙	2	14	4	0	0	1	0	0	0	21件(3.5%)
調査相談専門員の訪問	1	3	0	0	0	2	0	2	0	8件(1.4%)
合計	27	205	182	11	1	138	10	17	17	608件
	4.5%	33.7%	29.9%	1.8%	0.2%	22.7%	1.6%	2.8%	2.8%	
	425件(69.9%)				183件(30.1%)					

(5) 相談受付の時間帯と所要時間(図7、8)

相談が最も多い時間帯は、子どもも大人も16時から18時まで(子ども:150件 37.0%、大人:52件 28.6%)となっています(図7)。

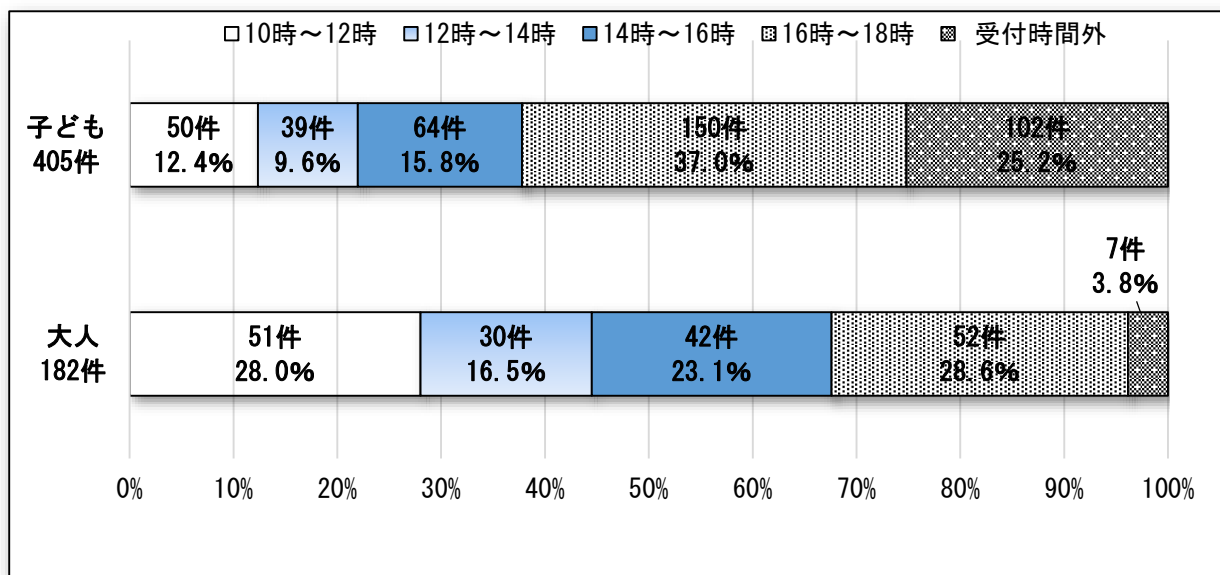


図7 相談受付の時間帯の比較(手紙相談を除く延べ件数:587)

相談の所要時間について、電話相談と窓口相談に分けて比較してみると、電話相談では、30分未満(子ども:38件 82.6%、大人:98件 79.7%)が最も多く、窓口・訪問相談では、1時間以上2時間未満(子ども:13件 59.1%、大人:17件 47.2%)が最も多くなっています(図8)。

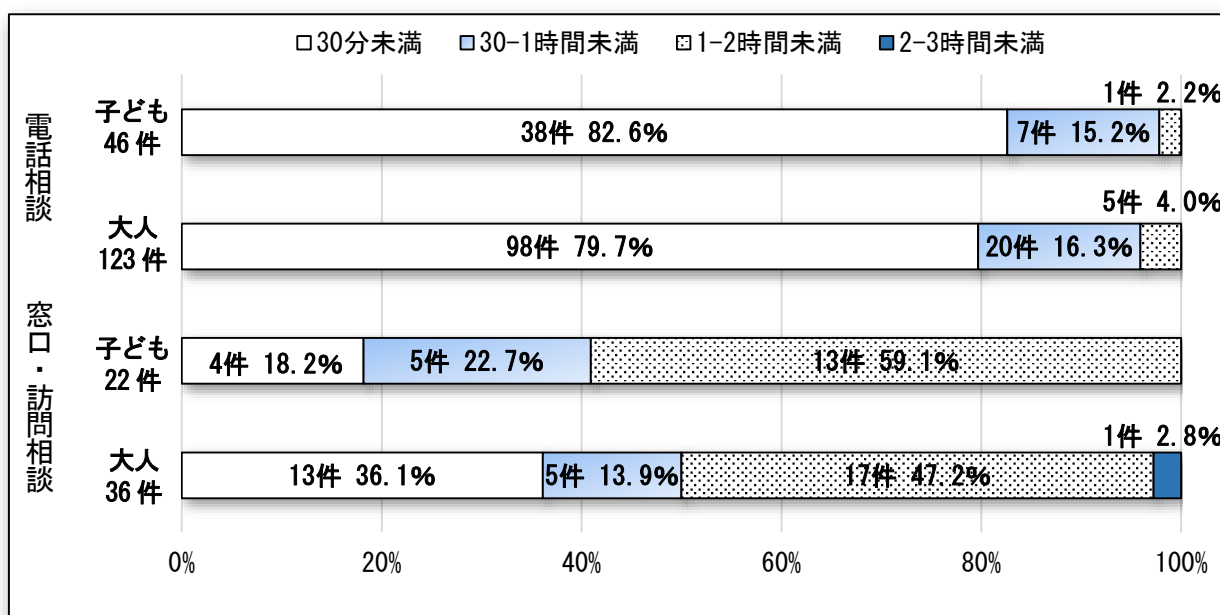


図8 相談受付の所要時間の比較(FAX、メール、手紙相談を除く延べ件数:227)

☆ 「相談受付の時間帯」の年度比較はP54参照
 ☆ 「相談受付の所要時間」の年度比較はP55参照

(6) 相談の内容^(※5)(表 2)

① 小学生は「交友関係」、「心身の悩み」の相談が多くなっています。

小学生の相談内容は、「交友関係」、「心身の悩み」、「教職員等の指導」、「家族関係」でした。

“気持ちを聴いて欲しい”という子ども自身の積極的な意思があって、相談が寄せられたケースが多くあり、じっくりと時間をかけて子どもの気持ちや考えを聴くことで、解決に向けて自分なりの意見をはっきりと話せることができました。

② 中学生は「教職員等の指導」、「不登校」の相談が多くなっています。

中学生の相談内容は、「教職員等の指導」、「不登校」、「家族関係」、「心身の悩み」、「進路問題」、「交友関係」と多様なものでした。

延べ件数(608件)のおよそ3割が中学生からの相談で、相談方法としてはメールが圧倒的に多いという特徴がありました。

メール相談では、最初から子どもからの質問に対する答えや問題の核心を突くような内容のメールを送るのではなく、その子どもを理解するための応答を繰り返しながら、やりとりを継続するようにしています。センターと相談者に信頼関係ができるようになると、次第に苦しい胸の内が語られ、抱えている問題に向き合いながら、解決に向けた自分なりの考えや方法を出せるようになっていきます。

③ 高校生は「進路問題」、「心身の悩み」の相談が多くなっています。

高校生の相談内容は、「進路問題」、「心身の悩み」、「家族関係」、「不登校」についての相談が寄せられ、中学生同様、延べ件数(608件)のおよそ3割が高校生の相談で、メール相談が多くありました。

中学校のときに相談を寄せていて、終結となったケースの子どもが高校生になり、別の相談内容で相談を寄せるケースや子どもが安心できるようになるまで相談を継続したところ、100回を超えるやりとりをしたケースもありました。

できるだけ子ども自らが自己の問題の解決に当たることができるよう、子ども自身がエンパワーメントされるような支援を意識した相談活動を行っているため、子どもの権利擁護委員が専門的な立場からアドバイスをしたり関係機関と連携して支援を行うこともありました。

④ 大人の相談は、母親からの相談が多くなっています。

大人の相談者は母親が最も多く、「子育ての悩み」、「教職員等の指導」などの相談が多く寄せられ、相談の背景には、子どもの発達の課題、家庭生活上の問題(離婚等)が見受けられました。

子どもが所属するクラブチーム内での子ども同士のトラブルについての相談も増えていきます。大人からの相談も子どもと同様に、話を聴くことを第一にしています。相談者は、話しながら問題を整理していくということも多く、相談者自身が対応策や解決案に気づいていくことで、子どもへのかかわりも変化していきました。

※5 相談の内容

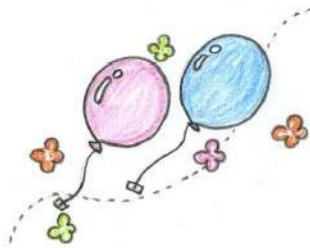
相談者の主たる訴えをさします。同一の相談者と相談を重ねていくうちに、主たる訴えの内容が変わっていく場合もありますが、相談内容を総合的にみて、主たる訴え(主訴)を一つに絞りました。

表2 相談内容の内訳(実件数:105件/延べ件数:608件)

相談者 相談内容		子ども					大人						合計 (件)
		小学生	中学生	高校生	その他	計	父親	母親	(祖父母等) 親族	学校関係者	その他	計	
交友関係	実件数	5	1	2	1	9	0	4	0	0	0	4	13
	延べ件数	8	1	24	1	34	0	11	0	0	0	11	45
不登校	実件数	0	2	1	0	3	0	4	2	4	1	11	14
	延べ件数	0	177	1	0	178	0	20	5	16	1	42	220
いじめ	実件数	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	4	4
	延べ件数	0	0	0	0	0	0	9	0	0	1	10	10
教職員等の指導	実件数	2	5	0	0	7	0	6	0	0	1	7	14
	延べ件数	2	9	0	0	11	0	48	0	0	2	50	61
学校等の対応	実件数	0	0	0	0	0	0	2	1	1	1	5	5
	延べ件数	0	0	0	0	0	0	9	2	1	1	13	13
家族関係	実件数	1	2	3	1	7	1	3	1	0	1	6	13
	延べ件数	9	6	8	1	24	1	8	1	0	2	12	36
子育ての悩み	実件数	0	0	0	0	0	0	12	1	0	0	13	13
	延べ件数	0	0	0	0	0	0	20	1	0	0	21	21
心身の悩み	実件数	2	2	3	3	10	0	0	0	0	0	0	10
	延べ件数	8	4	131	9	152	0	0	0	0	0	0	152
家庭内虐待	実件数	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	4	4
	延べ件数	0	0	0	0	0	0	8	1	0	2	11	11
進路問題	実件数	0	1	4	0	5	0	1	0	0	0	1	6
	延べ件数	0	8	18	0	26	0	1	0	0	0	1	27
金銭問題	実件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延べ件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行政機関の対応	実件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延べ件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	実件数	0	0	0	0	0	0	3	0	0	6	9	9
	延べ件数	0	0	0	0	0	0	4	0	0	8	12	12
不明	実件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延べ件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計(件)	実件数	10	13	13	5	41	1	40	6	5	12	64	105
	延べ件数	27	205	182	11	425	1	138	10	17	17	183	608

☆ 「相談内容の内訳」の年度比較はP56参照

(7) 事例紹介

主訴	相談内容
不登校	<p>中学生のAさんから「不登校」についてのメール相談がありました。</p> <p>Aさんとのやりとりは、「学校に行けないので、相談にのってほしい。」というメールを受信した2年前から続いています。人に会うのが苦手なため、メール相談のほうが気持ちを伝えやすいというAさんの希望で、初回からメール相談のみのやりとりでした。</p> <p>やりとりを始めたばかりの頃は、学校に行けなくてつらいなど学校の話が中心でしたが、しだいに友達や家族のこと、好きなアーティストの話など、興味があることを話してくれるようになり、前向きな発言も少しずつ増えていきました。</p> <p>3年生になり、進路決定をしなければいけない頃、「中学校に登校することは難しいけど、将来、美容に関わる仕事をしたいという夢のために高校は行きたい。でも、毎日学校に行くのは難しいかもしれないから、高校卒業を目標にして高校を選びたい。」と、気持ちを話してくれました。たくさん悩みましたが、Aさんは通信制の高校に進路を決め、将来の夢に向かって歩き始めました。</p>
家族関係	<p>高校生Bさんの親族からセンターに「妹とその子どもとの関係が悪くて心配だ。相談先として紹介してもいいか。」との連絡があり、間もなくBさんの保護者から電話相談がありました。</p> <p>保護者から「学校を休みがちで、反抗的な子どもの態度にどのように接すればいいのか困っている。」という相談が語られ、保護者は身近に相談できる相手がおらず悩みを抱え込み疲弊している様子を感じられました。子どもの権利擁護委員は保護者の心の安定が子どもの安定に繋がると判断して、調査相談専門員が保護者との相談を重ねてじっくりと気持ちを聴き取りました。</p> <p>面談を重ねていくうちに、保護者は「子どもが何を考えているのか分からない。本心は話してくれない。」という悩みを打ち明けてくれました。このことを機会に、子どもと面談することができ、子どもからは「親は自分の話を全然聞いてくれない。いつも不機嫌で怒ってばかりだから、すぐに怒らないで話を聞いてほしい。」ということが語られました。調査相談専門員は子どもの不安や不満を受け止めながらも、子どもが抱えている思いと一緒に整理することにしました。保護者も子どももお互いを大切な家族であると心に思いながら、それを伝えることができていることに気づきました。</p> 

主訴	相談内容
<p>教職員等の 指導上の 問題</p>	<p>小学生のCさんが「担任の暴言と厳しい指導が怖くて、登校時になるとおなかが痛くなり、学校に行けなくなる。」と、保護者と一緒に相談に来ました。</p> <p>当センターでは、子どもの気持ちをしっかりと聴き取ることが大切に行っているため、子どもの同意を得て、保護者には待機していただき子どもとの面談を十分に行いました。Cさんに具体的な場面や状況を話してもらう中で、他にも何人かの子ども達が先生を怖いと思っていたり、登校渋りをしていることが分かりました。</p> <p>Cさんからは「自分が特定されるのは嫌だ。」という気持ちを話したので、子どもの権利擁護委員は、子どもの不安や悩みの解消のために細心の配慮をして校長に状況を伝えることとしました。その際、「言葉の悪い先生、怖い先生がいる。指導に配慮してください。」という曖昧な伝え方では、当該教員に対する個別の指摘、指導の改善に至らない可能性が高いと判断しました。そこで、母親のメモや本人の連絡帳などを元に「何月何日に、何々について、このようなことがあった。」と具体的に示すことにしました。</p> <p>校長は、子どもの権利擁護委員が訪問したその日のうちに、担任や子ども達への聴き取りをしました。担任が力量のある中堅教員であることを認めつつも、その言動によって萎縮し登校することを躊躇する子どもたちがいることを伝えて指導し、Cさんと学級の子どもの見守りも継続しました。</p> <p>その後も、子どもの権利擁護委員は校長に、調査相談専門員は子どもに定期的に連絡を取りました。家族もCさんを温かく包み励ました結果、休むことなく登校するようになり、保護者からは「担任が指導方法の改善に努力されていることが目に見えてわかる。」という報告がありました。</p>
<p>交友関係</p>	<p>小学生のDさんから「交友関係」についての窓口相談がありました。Dさんが家族にお願いして一緒に来所しました。</p> <p>Dさんが困っていることについて、じっくり時間をかけて話を聴くと、「3 学期の途中で転校をして、友達同士くっついている（グループができています）から、そこに入っていくのは難しい。私は、人と話すことが苦手だから、友達作りが難しくてクラスになかなか馴染めない。」という相談でした。学級の様子を聴くと「話すのが苦手だけど、話しかけられそうな人がいて、その人と友達になれたらいいなと思っている。」と話したことから、話しかけるための作戦を考え、初回面談を終えました。</p> <p>人と話すことが苦手と話していたDさんですが、面談を終えて時計を見ると1時間経っていたことに驚いた様子でした。Dさんの希望で“もう大丈夫”と思えるまでやりとりを継続することになりました。</p>

主訴	相談内容
進路問題	<p>保護者から子ども支援センターへ「E（中学生）の育て方で悩んでいる。」という電話が入り、思春期の問題や不登校、発達障がい等について語られたことから、当センターの相談へと繋がりました。</p> <p>学級担任と保護者の関係は良好でしたが、Eさん自身がクラスメイトや部活の先輩後輩と関係を築けずに孤立しており、Eさんの勘違いから生じるトラブルが多発しました。</p> <p>Eさんは学校で指導される場面が多くなるにつれて、登校渋りから不登校へと経過し、3年生に進級すると卒業後の進路をどうするかが相談の中核を占めるようになりました。</p> <p>保護者からEさんの様子を伝えてもらいながら、保護者の悩みや不安を受け止め、タイミングよく情報提供を行うことができました。その結果、病院受診をはじめいろいろな相談機関への相談や通所支援事業所のサービスを利用することができました。研修会や親の会に参加して、専門家や当事者などから話しを聞く中で、母子ともに学んだもの、成長したものがたくさんあったようです。次第に、家族もEさんを正しく理解し協力体制を取れるようになっていきました。</p> <p>Eさんは、社会的自立を一番に考えて、特別支援学校高等部への進学を決めました。</p>
心身の悩み	<p>中学生Fさんから「人との接し方について悩んでいる。なにを話せばよいか分からない。」というメール相談がありました。あまり親しくない相手との会話が苦手と話していたFさんでしたが、自分の興味があるものについての想いを文章で伝えてくれました。Fさんが“できていること”を実感できるように、自分自身の想いを表現できていることを支持しました。また、共通の話題を通して“コミュニケーション方法”が体験できるように調査相談専門員とやりとりを重ねていくうちに、初回相談時のような気持ちの沈みが感じられなくなりました。</p> <p>自分のことを伝える力、“お話しをしたい”と思う人と共通点を見つける方法に気づきを得たFさんは、「あまり話したことがない相手にも自分から声をかけてお話しができるようになった。」と報告がありました。</p>
いじめ	<p>高校生Gさんから「(特定の生徒たちが)自分が話すときクスッと笑ったり、話したことを繰り返してわざと変な感じに話したりする。」と相談がありました。初回相談時は泣きながら気持ちを話していたGさんでしたが、「別室で勉強したい。」という希望が語られました。調査相談専門員はGさんと話し合い、学校や保護者とGさんの橋渡し役となり関係の調整を行いました。</p> <p>その後、Gさんは高校中退することを選択し、翌年、再度高校受験に望みました。今春、高校を卒業したことを報告するため笑顔でセンターを訪問してくれました。</p>

☆ 事例は、個人が特定されないよう一部変更しています。

2 調整活動



(1) 調整活動とは — 子どもの安心の回復のために —

子どもの権利が侵害されている状態とは、子どもを中心とするお互いの関係が歪んでいたりと、一方通行になっている状態と考えられます。

そのため、お互いの考えていることを理解し合い、存在を認め合い、問題解決のために協力し合えるように、関係を整える活動が「調整活動」です。

調整活動は、問題の解決を図るために、関係する子ども・大人や関係機関等に対して、子どもの権利擁護委員と調査相談専門員が連携して働きかけるものです。

調整活動では、まず問題を取り巻く一人一人の語ることばを丁寧に聴き取ります。同じ事柄でも見方が変われば捉え方も違ってきます。誰が正しくて、誰が正しくないということではなく、お互いがどんな思いを持っているのか、どのように考えているのか、正確に把握することが必要です。事実と各自の気持ちをひとつひとつ確かめることで、ボタンのかけ違いを発見したり、今まで見えていなかった姿が見えてきたりします。

その上で、お互いの気持ちをつき合わせることで、問題が整理されて、失われた信頼関係を取り戻し、問題解決に向けて行動の方針を立てることもできるようになります。

調整活動は、子どもやその関係者から、「相談を受けて」「救済の申立てを受けて」「救済の申立てがなくても救済と権利の回復のために必要があると認めるときに」、子どもの権利擁護委員の判断で行うこととしています（条例第18条第1項第1号、第2号、第3号）。

(2) 平成29年度の調整状況

平成29年度は、11案件について延べ77回実施しました（表3）。

表3 相談項目別の調整先と回数

相談項目	調整先	小学校	中学校	高等学校	市教育委員会	その他行政機関	子ども保護者等	合計(回)
いじめ	(1 案件)	0	0	0	0	2	0	2
不登校	(2 案件)	2	13	0	10	13	0	38
教職員等の指導	(1 案件)	0	16	0	0	0	0	16
心身の悩み	(1 案件)	0	0	4	0	0	0	4
家庭内虐待	(1 案件)	0	0	0	0	2	0	2
学校等の対応	(1 案件)	0	2	0	0	0	0	2
家族関係	(1 案件)	0	0	0	0	1	0	1
子育ての悩み	(2 案件)	0	0	0	0	10	0	10
その他	(1 案件)	0	0	0	0	2	0	2
合計		2	31	4	10	30	0	77

☆ 「調整活動」の年度比較はP57 参照

(3) 調整活動の様子 — 事例紹介

— 不登校 —

【小学校からの電話】

小学校の管理職から「子どもの不登校と母親の就業の両方向から相談に乗ってもらいたいケースを抱えている。母親の来所相談をしてもらえないか。」という電話がありました。

【保護者との面談を実施】

最初の面談は母親の体調不良のためにキャンセルになり、母子との繋がりを持ってないでいるうちに子どもは小学校を卒業し、中学校に進学しました。

ひと月が過ぎようとする頃、母親から面談予約電話が入りセンターで相談が行われました。子どもが不登校に至った経緯や背景、母親の蓄えが底を尽き生活に不安を感じているということなどが語られました。

子どもと面談をしたい旨を伝えたところ「子どもを説得する。」と言って帰られました。

【子ども（中学生女子）との面談実施】

母親との面談から約2ヶ月後、子どもがセンターを訪問してくれて、面談が実現しました。約3年半にわたり不登校状態であることについて「このままじゃ駄目だと思っている。これからどうしようかと家にいてもずっと考えている。」と話し、「将来は動物に関わる仕事をしたい。農業高校に行って専門学校にも行きたい。」などの希望も語られました。

子どもは「今は中学校には行かない」という気持ちを表明していたので、近時点の目標（水族館見学、自転車の練習等）を一緒に話し合いました。

【調整活動の実施と結果】

子どもの権利擁護委員は、「当センターは、相談・救済の機関として、子どもの教育的支援と子どもの環境整備としての母親の福祉的支援を図るために多様な機関を有機的に結び、連携して対応する必要がある。」という判断の元、次のような関係機関と連携して支援に当たりました。

- 母親の福祉的支援 … (1) 子育て支援課（ひとり親家庭等就業・自立支援センターの支援員）
(2) 生活福祉課（保護チームケースワーカー）
(3) ハローワークあおもり（マザーズコーナー相談員）
- 子どもの教育支援 … (1) 市教委指導課 (2) 在籍中学校
(3) 適応指導教室（県総合学校教育センター）
(4) 子育て支援課（子どもの居場所づくり・学習支援事業）
(5) 水族館（職場見学の一環）

ところが、次第に母子との連絡が取れなくなり、安否確認が必要な事態となりました。

その後、校長を始め、担任による訪問等の献身的な努力により子どもと直接会って話す機会も持てるようになっていきます。

とはいえ、子どもの学習支援には結びついていないことから、今後とも、関係機関が連携し、支援をしていく必要を感じています。

☆ 事例は、個人が特定されないよう一部変更しています。

3 調査活動

(1) 調査活動とは

子どもの権利擁護委員は、子どもまたはその関係者から救済の申立てを受けて、事実の調査を行います（「申立案件」（条例第18条第1項第2号））。

子どもまたはその関係者から救済の申立てがなくても、子どもの権利擁護委員が救済と権利の回復のために必要があると認めるときに、事実の調査を行います（「自己発意案件」（条例第18号第1項第3号））。

事実の調査は、条例に定められた方法（条例第18条第2項）により行います。

あくまでも、「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約第3条第1項、条例第3条第1号）を基本理念とした支援の過程であり、子どもにとってより良い状況が作り出されることを目指すものです。

事実の調査などの結果、必要があると認めるときは、是正措置や制度改善について、市の機関（※6）に対する勧告や、市の機関以外のもの（※7）に対する要請を行います（条例第18条第1項第4号）。

(2) 平成29年度の調査状況

① 申立案件

平成29年度は、救済の申立て案件はありませんでした。

② 自己発意案件

平成29年度は、子どもの権利擁護委員の判断による事実の調査（条例第18条第1項第3号）を、2案件実施しました（表4）。

表4 自己発意案件の対処結果等一覧（H29.4.1～H30.3.31）

No.	案件番号	調査開始等	[相談主訴] 対応状況	調査回数
1	平成29年度 発意第1号	平成29年5月	[教職員等の指導上の問題] 平成29年5月 調査実施 ※調査活動継続中	7回
2	平成29年度 発意第2号	平成29年12月	[教職員等の指導上の問題] 平成29年12月 調査実施 平成30年1月 調査終了	5回

☆ 「申立てによる調査活動の状況」「自己発意による調査活動の状況」はP57参照

※6 市の機関

市長、市教育委員会等（市立小中学校を含む）の執行機関をいいます。

※7 市の機関以外のもの

国、県、民間機関、私立学校、個人などをいいます。

Ⅲ 運営会議

1 運営会議

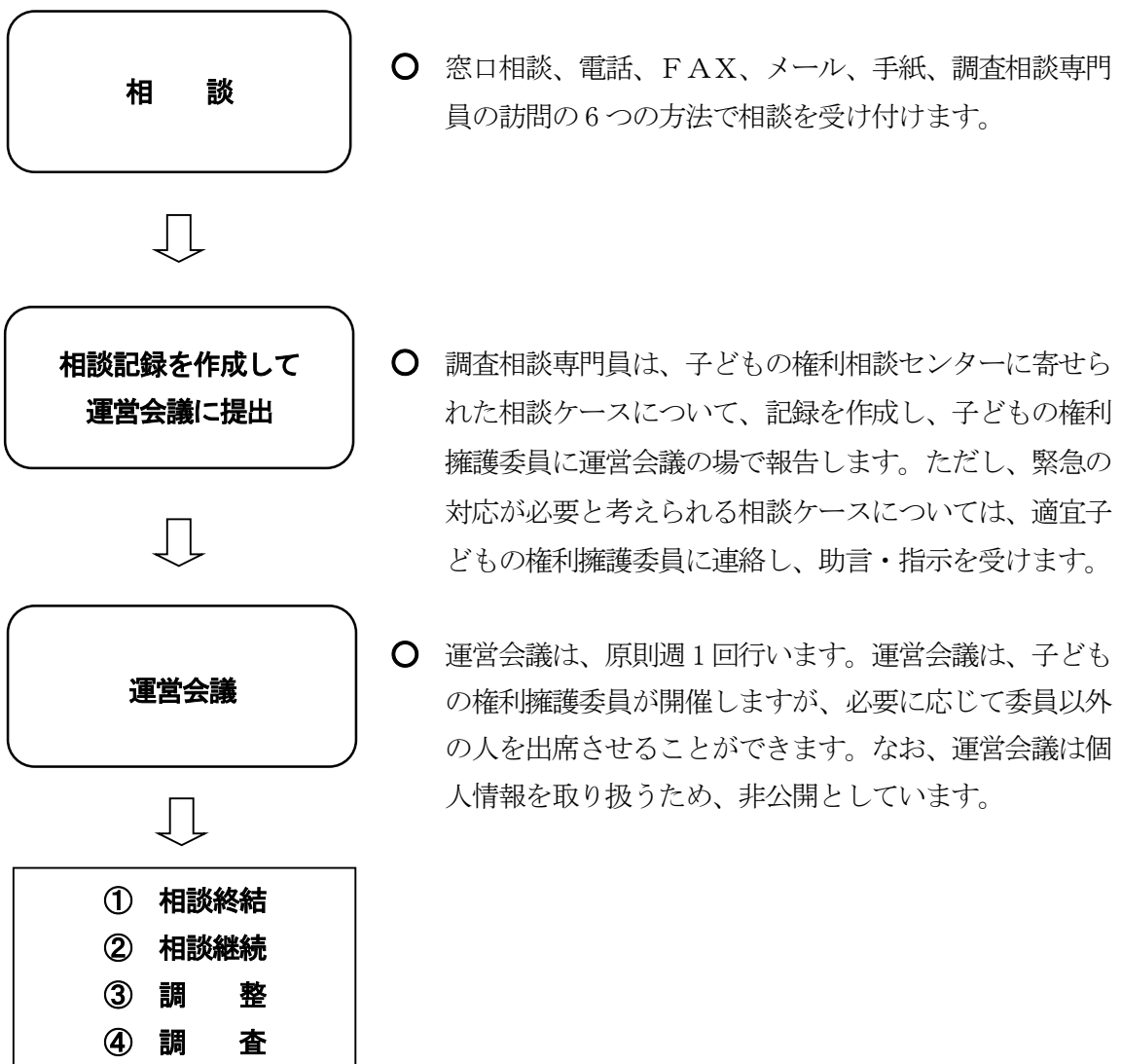
Ⅲ 運営会議

1 運営会議

子どもの権利擁護委員は、運営会議を開催し、問題の解決に向けた方針や対応策等を協議検討しています。

また、調査相談専門員が受けた相談及びその対応状況についての詳細な報告を受けて、スーパーバイザー(監督者)として、専門的見地から相談対応への助言・指示を行います。

(1) 運営会議までの主な流れ



(2) 運営会議の開催状況

平成29年度は、50回開催しました(表5)。

表5 平成29年度運営会議開催状況

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
4	5	4	4	4	4	5	4	4	4	4	4	50

IV 広報・啓発活動

- 1 広報・啓発活動**
- 2 制度・活動に関する研修、会議**

IV 広報・啓発活動

1 広報・啓発活動

広報・啓発活動は、子どもへの人権侵害を未然に防止する観点から、相談や調整、調査の活動とともに重要なもので、次のような役割を果たしています。

第一に、子どもに子ども自身がSOSを発することができる場として子どもの権利相談センターがあることを知らせることで。第二に、大人に、子どもを権利の主体として尊重する視点や価値観を伝え、日々の生活や子どもとのかかわりに活かしてもらえるように働きかけることです。

青森市子どもの権利条例では、「子どもの権利の普及啓発と学習支援」を掲げています（条例第10条）。条例を実効性のあるものとするためには、すべての市民が子どもの権利についての理解を深め、子どもの権利を尊重した取組を行っていくことが求められます。そのため、さまざまな媒体を活用して積極的に広報活動を行うのはもちろんですが、これに加え、子どもの権利の一層の理解を促すため、多様な学習の機会を提供することを規定しています。

また、あらゆる場面で、子どもと大人が共に子どもの権利について適切に学び、お互いの権利を尊重し合うことができるように、市が支援することを規定しています。

(1) 子どもへの広報・啓発活動

① リーフレットや携帯カード、チラシ等の配付

平成29年度に配付したリーフレット等の状況は、表6のとおりです。

表6 リーフレットや携帯カード、チラシ等の配付状況

配付時期	配付物	配付先(対象者)
H29.5月	(A) 「子どもの権利相談センター」チラシ	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 (全児童生徒)
	平成28年度 (B) 青森市子どもの権利相談センター活動報告書	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 ・幼稚園、認定こども園、保育所、認可外保育施設 ・児童生徒が利用する公共施設等
H29.10月	(C) 「子どもの権利相談センター」チラシ	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 (全児童生徒)
H29.11月	(D) 「子どもの権利条例」リーフレット ※ 周知方法についてはP33参照	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 (全児童生徒)
H30.1月	(E) 「子どもの権利相談センター」チラシ	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 (全児童生徒)
H30.1月	(E) 「子どもの権利相談センター」ポスター ※ (E) 表面の拡大版	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 ・児童生徒が利用する公共施設等
H30.3月	(F) 「子どもの権利相談センター」携帯用カード	・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校 (全児童生徒)

☆ 次ページ以降に (A) ~ (F) の写しを掲載しています。

(A) 「子どもの権利相談センター」チラシ 表面/裏面

学校や家族、友だちのことなどで困っているときは
相談してください！

子どもの権利相談センター

相談方法

- ①子どもの権利相談センターに来て相談する
- ②電話する（フリーダイヤル0120-370-042）
- ③ファックスする（017-783-5878）
- ④メールする（so-kodamokenri@city.aomori.aomori.jp）
- ⑤手紙を送る

（〒030-0822 青森市中央3丁目16-1
青森市総合福祉センター2階 子どもの権利相談センター）

受付時間

原則：月曜日～金曜日 午前10時～午後6時
（祝日、年末年始を除く）

開設場所



皆さんの順番にも
登録してください！




このデザインは
平成28年度青森市子ども会議委員が
作成しました。



気持ちを伝えて
みませんか？

原動力に嫌なことを言われました…
コミュニケーションが苦手、LINEでも会話ができて困っています…
学校が楽しくない。
どうしたら楽しくなるんだろう…
原動力が学校にきませんの
一緒に卒業したいから、自分に何ができるか知りたい…
きもった
少の勉強が何の役に立つのかわからない…
学校も行きたくない。家にも帰りたい…
いじわるをしてくる…
自分の気持ちを話すのが苦手です…
体型のことで悩んでいます…

相談するとどうなるの？

スタート

①困ったこと、心配なこと、悩んだと思ったことを話してみよう。

解決する

「こうしてみようかな〜」「安心した」「もう大丈夫！」

調整する

あなたの気持ちや考えを相手に伝えたり解決に向けて関係する人や機関に話を聞いたり、協力を依頼することもできます。みんなが安心して、自分らしく毎日の生活を送ることができるようにお手伝いします。

子どもの権利相談センターって？

青森市では、子どもたちが、みんなに愛されながら、元気に育ってほしいという願いをこめて「青森市子どもの権利条例」という、市のまきまりをつくりました。このまきまりに基づいて作られたのが、「子どもの権利相談センター」です。ここでは、「いやだな…」「こまったな…」「どうしたらいいのかな…」など、悩んでいる子どもの声をあげ止めてみなさんが元気になるようにお手伝いをしています。

編集・発行：青森市健康福祉子どもしあわせ課（子ども未来チーム）
〒030-0822 青森市中央3丁目16-1 青森市総合福祉センター2階
TEL/FAX:017-763-5678

(B) 平成28年度 青森市子どもの権利相談センター活動報告書 表紙

平成28年度

青森市子どもの権利相談センター

活動報告書



青森市子どもの権利擁護委員

(C) 「子どもの権利相談センター」チラシ 表面/裏面

学校や家族、友だちのことなどで困っているときは 相談してください！

子どもの権利相談センター

相談方法

- ①子どもの権利相談センターに来て相談する
- ②電話する（フリーダイヤル0120-370-042）
- ③ファックスする（017-763-5878）
- ④メールする（ao-kodomoKenri@city.aomori.aomori.jp）
- ⑤手紙を送る
（〒030-0822 青森市中央3丁目16-1
青森市総合福祉センター2階 子どもの権利相談センター）

受付時間
原則：月曜日～金曜日 午前10時～午後6時
（祝日、年末年始を除く）

開設場所



皆さんの携帯にも登録してください！



このデザインは平成28年度青森市子ども会議委員が作成しました。

子どもの権利相談センターって？

ここでは、「いやだな…」「こまったな…」「どうしたらいいのかな…」など、悩んでいる子どもの声を受け止めて、みなさんがみんなに愛されながら、元気になれるようお手伝いをしています。

相談するとどうなるの？

相談する

あなたに電話内容を話げつけられたり、論口を言われたり。

ある日突然、学校にいけない、前編からもどることができません…

家族のことで心配なことがあります。

友だちや先生のこと、嫌な気持ちになります。

一緒に考えます

あなたの気持ちや意見を聞いて、どうしたらいいかを一緒に考えます。

解決する

「こうしてみようかなあ〜」「もう一回やってみようか！」「安心した」「もう大丈夫！」

協力してもらおう・調べる

あなたが希望すれば、あなたの気持ちや考えを相手に伝えたり解決に向けて関係する人や機関(学校など)に話を聞いたり、協力をお願いすることもできます。

*相談の一部を加工して掲載しています。

センターの他にも、あなたの悩みを聞いてくれるところがあります。

「24時間子供SOSダイヤル」
電話：0120-0-78310

「このころの相談窓口」
電話：017-765-5285

「フレンドリーダイヤル」
電話：017-743-3600

「子ども虐待ホットライン」
電話：0120-71-6552

「よりよいホットライン」
電話：0120-279-338

(D) 「子どもの権利条例」リーフレット 表紙/裏面

あなたに知ってほしい！！ 子どもの権利のこと ～青森市子どもの権利条例～



あなたは、世界にたった一人の大切な人です。
青森市には、子どもたちが、みんなに愛されながら、元気に育ってほしいという願いをこめた、「青森市子どもの権利条例」という市のきまりがあります。

【問い合わせ先】
青森市福祉部子どもしあわせ課
〒030-0822 青森市中央3丁目16番1号 青森市総合福祉センター2階
TEL/FAX: 017-763-5678
青森市ホームページ: <http://www.city.aomori.aomori.jp/>
(青森市子どもの権利条例については、青森市のホームページでも見ることができます。)

(小5～5年生～中学生版)

学校や家族、友だちのことなどで困っているときは 相談してください！

子どもの権利相談センター

相談方法

- ①子どもの権利相談センターに来て相談する
- ②電話する（フリーダイヤル0120-370-042）
- ③ファックスする（017-763-5878）
- ④メールする（ao-kodomoKenri@city.aomori.aomori.jp）
- ⑤手紙を送る
（〒030-0822 青森市中央3丁目16-1
青森市総合福祉センター2階 子どもの権利相談センター）

受付時間
原則：月曜日～金曜日 午前10時～午後6時
（祝日、年末年始を除く）

開設場所



皆さんの携帯にも登録してください！



このデザインは平成28年度青森市子ども会議委員が作成しました。

31

(D) 「子どもの権利条例」リーフレット

小学1年生～小学4年生版

11月20日は
青森市子どもの
権利の日



「子どもの権利」ってなんだろう？

すべての子どもは、親や大人から大切にされて、しあわせに生きることができます。このことを「子どもの権利」といいます。

子どもの権利は、あなたにも、ほかの人にもあります。
自分とおなじように、ほかの人を思いやる気持ちをわすれないでください。

おどなのやくそく



子どもの権利を大切にします！
力をあわせて、子どもたちをささめます！
子どもにとっていちばんいいことは何かを
考えます！



あいて おも
相手を思いやる
気持ちが大切だ
よ！！

じぶん、おな
自分と同じように、
相手にも権利がある
ことを忘れちゃいけ
ないんだね。



～あなたには、つぎのような権利があります～

① 安心して生きる権利

命がけいちはん大切。平和で安全に
くらすことができますよ。

こころからだをま
心や体を備つけられ
ることはあつては
ならないこと。み
んなを守ってもら
えるよ。



りゆう
どんな理由があ
つても差別されな
いんだ。

ぼくたちはみんな、
愛されながら大き
く育つことができ
るんだ。

こまわっていると
きや不安に思っ
ているときは、
相談することが
できるよ。

② 自分らしく生きる権利

じぶん
自分がきめた
夢や目標にむ
かってチャレ
ンジしよう。

じぶん
自分が思ったこと
や感じたことは、
自由に表現してい
いんだ。



じぶん
自分にとって必要
なことをおしえて
もらうことができ
るよ。

ひとりひとり
一人一人が大切な
存在なんだ。
人たちがしている
ことは、はずかし
いことじゃないよ。

安心してすごすこ
とができる時間や
場所をもつことが
できるんだ。

③ 豊かで健やかに育つ権利

こどもは、遊ん
だり、學んだり
しながら育つこ
とができるよ。

あそびをし、てよう
青森市の伝統や
文化にふれること
も大切だよ。



あそびをし、てよう
青森市の豊かな
自然も、私たち
をたくましく育
ててくれるよ。

げいじつ
芸術やスポーツに
ふれることも、心
を豊かにするため
には大切だね。

まちがったり失敗
したりすることを
こわがらないで、
どんちゃんチャレ
ンジしてみよう。

④ 意見を表明し参加する権利

じぶん
自分の思いや考
えを言ってみ
いんだよ。

ぼくたちの意見は、
大切にしてもらえ
るよ。



かみ
仲間であつて、
自分たちで活動す
ることができるよ。
でも、相手のめい
わくなるようなこ
とは、してはい
けないんだ。

あいて
相手の思いや考え
も大切にしてく
ちゃいけないね。

小学5年生～中学生版

「青森市子どもの権利条例」の大事な考え方は？



条例では、次のような考え方にもとづいて、子どもの権利を大切にすることを約束しています。

★「子どもの最善の利益」を優先します！

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにとって今もっとも良いことは何かを第一に考えます。

★子ども一人一人が権利の主人公です！

子どもは、大人に守られるだけの存在ではなく、自分の意見を言ったり、自分の権利を認めてもらうことができます。

★成長に合った、さまざまな支援が受けられます！

子どもは、一人一人の年齢や学年、発達段階に応じた支援を受けることができます。

★ほかの人の権利も大切です！

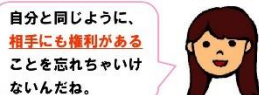
子どもは、自分の権利が大切にされると同じように、ほかの人の権利を大切にしなければなりません。

★子どもの権利を大切にするのは大人の役割です！

親や学校の先生、地域の人など、すべての大人は、子どもの権利を大切にしなければなりません。



相手を思いやる気持
ちが大切だよ！！



自分と同じように、
相手にも権利がある
ことを忘れちゃいけ
ないんだね。

11月20日は「青森市子どもの権利の日」

みんなにはどんな権利があるの？

すべての子どもは、生まれたときから、しあわせに生きるための権利を持っているよ。子どもたちが、健やかに成長できるように、「青森市子どもの権利条例」では、子どもにとって大切な権利を次のように定めているよ！



安心して生きる権利

守ってもらえる！
助けってもらえる！
いじめられない！
暴力・差別を受けない！
相談できる！
命が守られる！

豊かで健やかに生きる権利

遊ぶ！学ぶ！
いろいろな体験をする！
楽しい時間を過ごす！
失敗しても何度でも
チャレンジできる！

自分らしく生きる権利

ありのままの自分でいられる！
安心できる居場所がある！
プライバシーが守られている！
自由に過ごせる時間がある！

意見を表明し参加する権利

知りたいことを教えてもらえる！
自分の気持ちや考えを表現できる！
自分に合った活動ができる！
話し合いの場にいられる！

いま、不安だ、悲しい、苦しいと
感じているとしたら、
安心して生きる権利が
守られているとは言えません！



自分の気持ちや考えを
なかなか言えない…
自由な時間がない…

「青森市子どもの権利条例」とは？

青森市では、「子どもの権利条約」(※1)の理念に基づき、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的として、「青森市子どもの権利条例」を制定しました。

条例の構成と概要

この条例は、青森市における子ども(原則として18歳未満)(※2)の権利の保障について定め、前文と第1章から第5章までの22の条文から成っています。

◆前文

子どもの権利を保障することの意義と、条例による子どもの権利保障への市民の決意を表明しています。

◆第1章 総則(第1条～第4条)

この条例の目的、用語の定義、子どもの権利の保障を進めるにあたっての基本的考え方、大人の責務を定めています。

◆第2章 子どもにとって大切な権利(第5条～第9条)

子どもが健やかに成長し発達していくために、子どもに保障されなければならない権利を具体的に定めています。

◆第3章 子どもにとって大切な権利の保障に関する市の責務と取組(第10条～第15条)

子どもの権利の保障を推進するために、市が果たさなければならない責務と取組について定めています。

◆第4章 子どもにとって大切な権利の侵害からの救済と回復(第16条～第21条)

子どもを権利の侵害から救済するための機関として、子どもの権利擁護委員を置くことを定めています。

◆第5章 雑則(第22条)

条例の実施に当たり必要な事項を、規則等で別に定めることを定めています。

(※1)「子どもの権利条約」

世界中の子ども一人一人が人間として当然持っている権利を保障し、子どもたちがそれらの権利を行使できるよう、1989年(平成元年)に国際連合において採択されました。我が国は1994年(平成6年)に批准しています。

(※2)「子ども」の定義について

条例では、対象となる「子ども」の年齢を原則として18歳未満(第2条)としていますが、条例施行規則により、18歳や19歳でも、高等学校などに在学中の生徒は、対象に加えることとしています。

この条例では、子どもの権利を尊重するために、大人が果たさなければならない責務を定めています。

子どもの権利を尊重することは、単に子どもの要求や意見をそのまま受け入れることではなく、子どもの最善の利益を考慮して行われなければなりません。

保護者の責務

保護者は、子育ての第一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければなりません。

地域住民の責務

地域住民は、地域が子どもの成長と発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。

育ち学ぶ施設(※3)の関係者の責務

育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。

(※3) 育ち学ぶ施設

保育所、学校、児童養護施設その他子どもが育ち、学ぶことを目的として運営し、通学し、入所し、利用する施設のこと。

子どもにとって大切な権利

この条例では、子どもには、健やかに成長し発達していくために、次のような権利が保障されなければならないことを定めています。

安心して生きる権利

- ・命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。
- ・愛情をもって育まれること。
- ・食料、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。
- ・いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的脅威と有害な環境から守られること。
- ・性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと。
- ・困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること。

自分らしく生きる権利

- ・自分の個性や他人との違いを認められ、一人一人として尊重されること。
- ・自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
- ・プライバシーや自らの名誉が守られること。
- ・自分が思ったことや感じたことを表現すること。
- ・自分にとって必要な情報や知識を得ること。
- ・自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること。
- ・安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。

子どもの権利は、何らかの義務を果たすことを条件に保障されるものではなく、生まれながらにして、すべての子どもに無条件に認められるべきものです。

豊かで健やかに育つ権利

- ・遊ぶこと。
- ・学ぶこと。
- ・芸術やスポーツに触れ親しむこと。
- ・青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと。
- ・まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること。

意見を表明し参加する権利

- ・家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。
- ・自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。
- ・自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。
- ・仲間をつくり、集まり、活動すること。

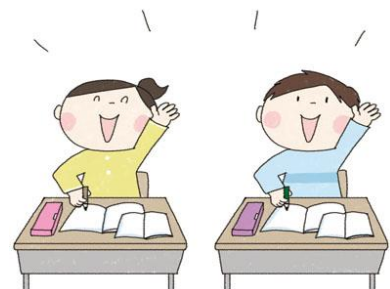
他人の権利を尊重することも大切です！！



この条例では、子どもが権利を行使する際には、社会のルールを守り、他人の迷惑にならないようにする必要がありますことから、「子どもは、自分の権利を尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません」(第5条)と規定しています。

11月20日の「青森市子どもの権利の日」に合わせて、市教育委員会と連携し、市内全小・中学校で「子どもの権利条例」リーフレットを使用した学習の場を設けました。授業開始前の「読書の時間(15分程度)」等で実施され、「子どもにとって大切な権利、について理解を深めました。」

※ 市では「青森市子どもの権利条例」を制定し、子どもにとって大切な権利の保障を図るとともに、子どもの権利について適切に学び、理解する機会を提供することとしています。



(E) 「子どもの権利相談センター」チラシ 表紙/裏面

あおもりしこ けんり 青森市子どもの権利 相談センター

学校や家族、私たちのことなどで困っているときは相談してください！

**そうだんほうほう
相談方法**

- 1 子どもの権利相談センターに来て相談する
- 2 電話する(フリーダイヤル 0120-370-642)
- 3 ファックスする(017-763-5678)
- 4 メールする(ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp)
- 5 手紙を送る

(〒030-0822 青森市中央3丁目16-1 青森市総合福祉センター2階 子どもの権利相談センター)

**受けつけじかん
受付時間**

原則：月曜日～金曜日 午前10時～午後6時（祝日、年末年始を除く）

**まいせつばしょ
開設場所**




このデザインは平成29年度青森県子ども社会福祉審議会が作成しました。

原然ちに嫌なことを言われました…
学校が楽しくない。
どうしたら楽しくなるんだろう…

コミュニケーションが苦手、LINEでも金銭がきなくて困っています…
原然ちが学校にきませんの。
一緒に卒業したいから、自分に例ができるか知りた…

気持ちを伝えて みませんか？

今の勉強が何の役に立つかわからない…
学校も行きたくない家にも帰りたいくない…
となりの原の子が、いじわるどして…
自分の気持ちを話すのが苦手です…
保護のことで悩んでいます…

※ 相談の「体」を以てして掲載しています。

相談するとどうなるの？

スタート

「困ったこと、心配なこと、嫌だと思ったことを話してみよう。」

解決する

「こうしてみようかなあ〜」「安心した」「もう大丈夫！」

調整する

あなたの気持ちや考えを聞いて、一番よい方法を一緒に考えます。

あなたの気持ちや考えを相手に伝えたり解決に向けて関係する人や機関に話を聞いたり、協力をお願いすることもできます。
みんなが安心して、自分らしく毎日の生活を送ることができるようになります。

子どもの権利相談センターって？

青森市では、子どもたちが、みんなに愛されながら、元気に育ってほしいという願いをこめて「青森市子どもの権利審議会」という、市のきまりをつくりました。
このきまりに基づいて作られたのが、「子どもの権利相談センター」です。
ここでは、「いやだな…」「こまったな…」「どうしたらいいのかな…」など、悩んでいる子どもの声を受け止めてみなさんが元気になるようにお手伝いをしています。

総機・発行：青森市健康福祉部子ども社会福祉課（子ども未来センター）
 〒030-0822 青森市中央3丁目16-1 青森市総合福祉センター2階
 TEL/FAX:017-763-5678

(F) 「子どもの権利相談センター」携帯用カード 表面/裏面

心配なこと、悩んでいることなど…困っていませんか？

あおもりしこ けんり そうだん
青森市子どもの権利相談センター



相談方法

- ① 子どもの権利相談センターにきて話す
- ② 電話する 0120-370-642 (電話料金かかりません)
- ③ ファックスする 017-763-5678
- ④ メールする ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp
- ⑤ 手紙を送る 〒030-0822 青森市中央3丁目16-1 青森市総合福祉センター2階

原則、月～金 10:00～18:00 (祝日、年末年始はお休み)



学校生活などのことで悩んでいるときは・・・？

だれでも、なんでも相談できる… よりぞいホットライン	☎ 0120-279-338	24時間受付
児童・生徒の教育上の悩みなどは… フレンドリーダイヤル	☎ 017-743-3600 ☒ friendly_dial@city.aomori.aomori.jp	9:00～ 24:00
全国統一教育相談ダイヤル 24時間子供SOSダイヤル	☎ 0120-0-78310	24時間受付
虐待を受けているなどの悩みは… 子ども虐待ホットライン 児童相談所全国共通ダイヤル	☎ 0120-71-6552 ☎ 189	24時間受付
死にたいくらいいつかは… こころの相談窓口	☎ 017-765-5285	8:30～ 17:00 (土・日、祝日、年末年始を除く)

② 「青森市子どもの権利の日」イベントに参加

子どもの権利条例では、毎年11月20日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うこと（条例第10条第2項）としております。子ども会議委員（※8）が自ら企画立案して「青森市子どもの権利の日」イベント「青森市子ども会議フォーラム2017『FOR CHILDREN～参上！青森市の小さき救世主～』」を青森市議会議場で開催しました。

子どもの権利擁護委員は、イベント企画の一つである「子ども会議とーくいべんと～おはなししよう。みんなのこと 自分のこと。～」にコーディネーターとして参加しました。子ども会議委員と、身近な問題（①「個性を表現しちゃダメなの？」、②「自由な時間がほしい！」）をテーマとして自分らしく生きることについて議論を展開し、子どもの権利について一緒に考えました。



子どもの権利の日の様子

※8 子ども会議委員

青森市では、まちづくりなどに子どもが意見を表明し参加することができるように「青森市子ども会議」を設置しています。子ども会議委員は、この会議に参加し活動する子どものことをいいます。

(2) 大人への広報・啓発活動

① 一般の大人へ向けた広報・啓発活動

市ホームページや広報紙「広報あおもり」等を活用したPRを行いました(表7)。

表7 一般の大人へ向けた活動の一覧

実施時期	摘要
H29.5月	○「広報あおもり」に子どもの権利相談センターへの相談方法を掲載
H29.6月	○市役所本庁舎に子どもの権利相談センターだよりを掲示(P.37) ○「広報あおもり」に子どもの権利相談センターへの相談方法を掲載
H29.7月	○子どもの祭典に設営した青森市子ども会議ブースに子どもの権利相談センターへの相談方法を掲載 ○「広報あおもり」に子どもの権利相談センターへの相談方法を掲載
H29.8月	○市役所ホームページ(子どもの権利相談センター)に子どもの権利擁護委員のコラムを掲載(スタッフコラム【平成29年度第1号】)
H29.9月	○市役所本庁舎に子どもの権利相談センターだよりを掲示(P.38)
H29.10月	○市役所ホームページ(子どもの権利相談センター)に子どもの権利擁護委員のコラムを掲載(スタッフコラム【平成29年度第2号】)
H29.11月	○市役所本庁舎市民サロンにおいて子どもの権利相談センターをPR ○「広報あおもり」に子どもの権利相談センターへの相談方法を掲載
H29.12月	○市役所ホームページ(子どもの権利相談センター)に子どもの権利相談センターだよりを掲載(P.39)
H30.1月	○「広報あおもり」に子どもの権利相談センターへの相談方法を掲載
H30.3月	○「広報あおもり」に子どもの権利相談センターへの相談方法を掲載

☆ ホームページをご覧の際は、「青森市子どもの権利相談センター」で検索してください。

市役所本庁舎市民サロンにブース設置 (11月展示)



② 教職員等への啓発

子どもの権利擁護委員は、青森市子どもの権利条例の理解と周知を図り、教育関係機関と連携して推進していくため、市教育長をはじめ、小学校長会長、中学校長会長を訪問しました。

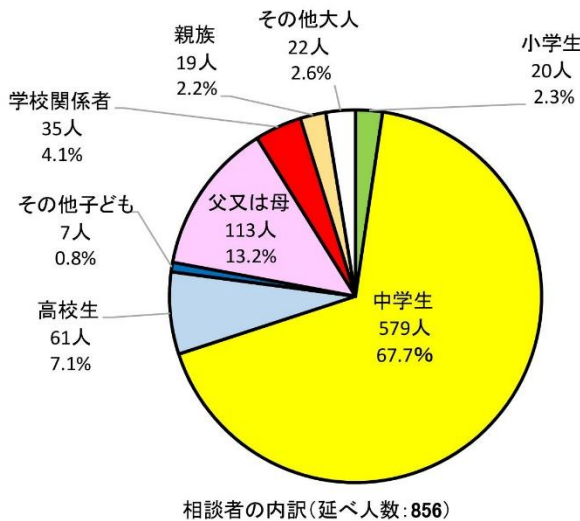
青森市子どもの権利相談センターだより

平成二十九年六月

青森市子どもの権利
相談センター 発行

平成28年度の相談数は 子どもが大人の三倍以上

相談の延べ人数は、前年度に比べ、子どもがかなり多くなっています（子ども六六七人、大人一八九人）。
子どもの相談者は、中学生が最も多く、次いで高校生、そして小学生となっています。
大人の相談者は、父又は母が最も多く、次いで学校関係者となっています。



相談内容の特徴

～中学生は「不登校」、高校生は「家族関係」、大人は「子育ての悩み」～

【中学生】

相談内容は、「不登校」、「進路問題」、「心身の悩み」、「家族関係」、「いじめ」、「交友関係」と多様でした。寄せられた相談の中には、在籍校との連携や子どもへの長期間の関わりが必要な場合があります。メール相談が多く寄せられたのも大きな特徴の一つでした。

★メール相談では、子どもを理解するために複数回の継続したやり取りが必要です。主訴の解決に向けて、次第に信頼関係ができた段階で面談か電話での相談を提案しても、メール相談の継続を希望する傾向がありました。

【高校生】

相談内容は、「家族関係」、「心身の悩み」、「交友関係」などです。子ども自身がエンパワーメント(※)されるよう、直接、子どもの権利擁護委員が専門的な立場からアドバイスをしたり、関係機関と連携して支援しました。

【大人】

大人の相談者は、昨年同様、母親が最も多く、相談内容は、「子育ての悩み」、「不登校」、「学校等の対応」、「教職員等の指導」などでした。

次いで多かった学校関係者からの相談内容は、「不登校」、「学校等の対応」などでした。大人の場合は、相談だけでなく、問題を取り巻く一人一人の話を丁寧に聴き、関係を整える「調整活動」も行われました。

※エンパワーメント
人が本来持っているすばらしい生きる力を湧き出させること。

出前講座のお知らせ

子どもの権利相談センターでは、市民の皆様に「子どもの権利条例」や「子どもの権利」について適切に学び、理解していただくことを目的に、出前講座を行っています。

★対象

5名以上で参加いただける団体・グループ(学校、町内会、サークルなど)

★日時等

開催日時は、ご相談のうえ決定いたします。
開催時間は概ね1時間以内です。
会場は申込み団体・グループで準備していただきます。

★講師

青森市子どもの権利擁護委員
沼田徹 氏 (弁護士)
小林央美 氏 (大学教員)
関谷道夫 氏 (臨床心理士)

★料金

無料

★申込み・問合せ

青森市福祉部子どもしあわせ課
子ども未来チーム
TEL FAX 017・763・5678



このような相談が寄せられています…

【中学生Aさんから、いじめについて窓口相談】

Aさんから窓口相談の予約電話が入り、同日に保護者とともに来所しました。「クラスの特定の人（Oさん、口くん）から嫌がらせを受けている」という相談でした。

子どもの気持ちを聴くことを第一にしていますので、最初に、Aさんと面談を行い、起きていることと具体的な内容とそのことに対するAさんの気持ちを丁寧に聴き取りました。

Aさんからは、①自分から今の担任に話すのは気が進まない。小学校のときにも同じようなことがあって担任に話したが、私の言うことはぜんぜん信じてくなくて、あなたにも問題があるということもいつも言われて学校に行くのが辛かった。②子どもの権利相談センターでたくさん話しを聞いてもらって、気持ちが軽くなれば、それでいい。③いつかOさんと口くん「やめて！」ともう少し強く言えるようになりたい。という気持ちが語られました。

③については、いろいろな場面のロールプレイングをしました。

保護者との面談では「担任に話すのが最善策だと思っている」ということが語られましたが、子どもの気持ちを尊重しながらやりとりを重ねていきました。

次第にAさんが、保護者が担任と話し合うことに理解を示すようになったので、保護者が担任に事情を伝えました。担任は、早速に関係の生徒たちを指導してくれ、Oさんと口くんからはAさんへの謝罪がありました。

その後も経過を観察し、必要な支援の有無等を判断するため、定期的な相談を続けました。

保護者から「Aにとっては、あの日学校を休んでも相談に行ったことが、良いきっかけになった。いまでも小さいざこざはあるものの、前よりも自分なりに切り替えができるようになってきており、比較的うまく回っている。」という報告があり、保護者と学校の迅速で適切な対応が功を奏しました。

【中学生Bさんから、心身の悩みについて電話相談】

Bさんから、「皆から嫌われていて、苦しい。誰も話を聞いてくれない。何もかもが嫌になった。」という電話相談がありました。

最初は“死にたい！苦しい！”の連発で、泣きじゃくり、会話になりませんでした。が、じっくり話を聴いていくと、友人関係もさることながらお母さんとの関係がBさんの心身を不安定にさせていることがうかがえました。

しかし、お母さんとセンターが連絡を取り合うことをBさんは希望しませんでしたので、Bさんと何回もやりとりを重ねました。Bさんの気持ちを受容しながら、さまざまな提案を行い、葛藤と選択の体験をしてもらう中で、次第に前向きな思考が芽生え、言動にも変化がでてきました。

学校では応援してくれる先生もおられて、学習にも積極的に向えるようになり、友達やお母さんと本音で向き合えるようにもなりました。1年の間に将来の夢を語り、進路を決め、不安に負けずに受験に臨むことができました。

【中学生Cさんから、家族関係についてメール相談】

Cさんから、両親の離婚に係るさまざまな心配事についてメール相談がありました。

Cさんは、家族関係のトラブルから学業生活や心身にも影響が見られていました。

メールでのやりとりを続けているうちに「親権や面会交流について、自分なりにインターネットで調べてみたけど、どの情報が正しいのかわからない。」という不安が語られました。そこで、Cさんが疑問や不安に思っていることに専門的な立場からお答えする面談を提案し、子どもの権利擁護委員（※1）に直接話を聞く機会を設けました。

その後もメールや面談を行いながらCさんの心配事に寄り添った結果、「対応策が見つかり不安が解消された。学校には休まず通っている。」と報告がありました。

※1 子どもの権利擁護委員
子どもの権利について知識と豊富な経験をもっている専門家

青森市子どもの権利相談センターだより

平成二十九年九月
青森市子どもの権利
相談センター発行



青森市子どもの権利相談センターの様子を紹介します！



センター入口です。
靴を脱いで、中に入ります。



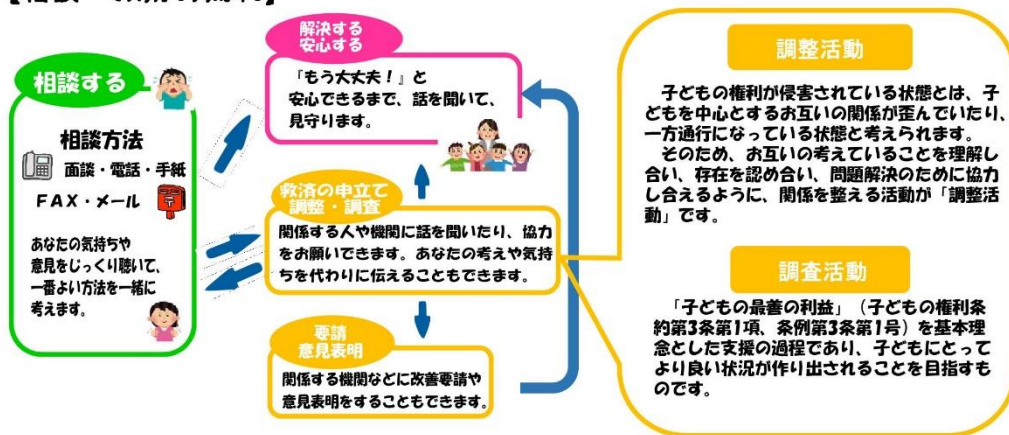
センターです。
ここで、電話相談やメール相談を受けています。



相談室です。
面談はここで行います。

調整・調査活動をご紹介します！

【相談・救済の流れ】



★ 事例は、一部を変更しております。

【保護者からの電話】

保護者から「子どもが長期間学校を休んでいる。子どもは高校進学を希望しているが、どうすればいいのか分からない。」と、面談予約の電話がありました。

【子ども、保護者との面談を実施】

保護者は室内に入りながら溢れる胸の内を語り始めましたので、「子どもの問題の解決には、子どもの気持ちをしっかりと聴くことが基本となるため子どもの面談を先に実施したい。」とお伝えし、了解をいただきました。

子どもと保護者を個別に面談し、子どもに起きていること、具体的な事実や子ども自身の気持ちを丁寧に聴き取りました。子どもは「交友関係でとても深く傷ついたので、同年代の子どもがいる学校には行きたくない。しかし、高校進学が就職かなど進路を考えるとどうしたらいいのか分からない。」と話してくれました。保護者は、学校の子どもへの対応に不信感を募らせ、学校に対して拒否的・批判的になっていました。

【調整活動の実施と結果】

子どもの権利擁護委員は、状況を確認するためには学校に向かう必要があると判断し、子どもと保護者の同意を得て学校訪問を行いました。

学校は、子どものことをとても心配していましたが「保護者の強い不信感から、話し合いを持っていない状況にあり、生徒に会うことができない。」と語り、「教育を受ける権利」の観点から生徒の登校に向けて協力してやっていけないものだろうか。」と提案がありました。

そこで、子どもの権利擁護委員は、行き違い、もつれている糸を解きほぐす役割を担い、生徒、保護者、学校がそれぞれに抱えている気持ちや考えていることを伝えるために、定期的に対話、提案等を行いました。

調査相談専門員は、子どもと電話やメールによる相談を何度も行いました。次第に、子ども自身の力の高まりが感じられるようになり、「進学に向けて学習したい。」という気持ちが語られるようになりました。しかし、登校することには拒否的でしたので、公的機関の適応指導教室見学を提案し、調査相談専門員が同行しました。

学校の協力もあり、子どもは適応指導教室へ通うようになりました。さまざまな活動や行事に積極的に参加できるようになり、「自分らしさ」を取り戻し、安心して勉学にも励みました。「安心」を取り戻した子どもは、時折は学校にも登校できるようになりました。子どもの好転は、保護者の学校信頼にもつながっていきました。

【平成28年度の調整状況】

平成28年度は、8案件について延べ47回実施しました。

【平成28年度の調査状況】

平成28年度は、救済の申立て案件はなく、前年度から調査活動を継続していた「教職員等の指導上の問題」について、終結しました。

子どもの権利に関する出前講座

—子どもの悩みや課題について、子どもの権利擁護委員ともに話し合ってみませんか？—



沼田 徹委員 (弁護士)

【テーマ】

今、なぜ『子どもの権利』なのか



小林 央美委員 (大学院教授)

【テーマ】

『子どもの権利条約』の視点を子育てや教育のヒントにしてみませんか



関谷 道夫委員 (臨床心理士)

【テーマ】

子どもの権利擁護は、親にとっても子どもにとっても最も身近な重要課題！

＝ 講座のご感想やご意見 ＝

- 今、なぜ『子どもの権利』なのか
 - ・ 講座に入る前に、自分が子どもの頃の楽しいエピソードを話したことで、「ひたすら遊びまくる」ことの大切さに改めて気づきました。
 - ・ 「子どもが何かに夢中になることを保障すること」が大事ですね。
- 『子どもの権利条約』の視点を子育てや教育のヒントにしてみませんか
 - ・ O・Xの評価を優先しないことが大事とういうことに納得しました。
 - ・ とても分かりやすく、参加型でありながら気楽に受けることが出来た。
 - ・ 感謝の心、常に有難うの心を忘れていけないと思いました。相手に対しては、多様性の意識を！
- 子どもの権利擁護は、親にとっても子どもにとっても最も身近な重要課題！
 - ・ 体を動かしたり、会話をしたりと楽しく活動できました。それに付け足して内容を話してくださったので、より理解が深まりました。
 - ・ 人づかいの know-how を知ることは、円滑な人づかいが期待できると改めて思いました。
 - ・ とてもおもしろくて、あっという間の1時間でした。入るほめることに、日常の中でよいことを探すのは難しかったです。

【申込み・問合せ】

青森市福祉部子どもしあわせ課 子ども未来チーム
TEL/FAX 017-763-5678







青森市子どもの権利相談センターだより

平成二十九年十二月
青森市子どもの権利
相談センター発行

(3) 出前講座

子どもの権利擁護委員は、子どもの権利の普及を図るため、子どもの権利条例と子どもの権利について学び理解するための機会を提供することを目的に、子どもの権利条例に関する出前講座を実施しました（表8）。

表8 出前講座の一覧

実施時期	講演テーマ	参加者	参加者数
H29.7月	 子どもの権利相談センターへの相談対応から課題解決の方策を探る	青森市立中学校長	20名
H29.8月	 子どもの権利擁護の根底にあるもの～子どもが好き！人が好き！自分が好き！～	青森市立橋本小学校教職員	10名
H29.10月	 「子どもの権利条例」の視点を子育てや教育のヒントにしてみませんか	主任児童委員	62名
H29.11月	 子どもの権利擁護は、親にとっても子どもにとっても最も身近な重要課題	青森市立東中学校保護者	8名
	 子どもの権利擁護は、親にとっても子どもにとっても最も身近な重要課題	青森市立長島小学校保護者	9名
	 今、なぜ「子どもの権利」なのか	青森市子ども会議委員	12名

出前講座講演後の ご意見・ご感想の一部を紹介します！

- 体を動かしたり、会話をしたりと楽しく活動できました。
- とても分かりやすく参加型でありながら気楽に受けることが出来良かったです。
- 子どもにも聞かせたかったです。親として、職場でも参考になることがありました。
- 普段なかなか子どもをほめてあげていないなと感じたので、まずはほめることからやってみたいと思います。
- 自分のことを話すのはとても勇気がいりましたが、やってみた後は気持ちがすっきりしました。育児でも仕事でも勉強になることばかりで本当に受講できて良かったです。



☆ 本文は原文のまま掲載しています。

2 制度・活動に関する研修、会議

(1) 参加した研修会とテーマ

① 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2017 越前

日時：平成29年9月30日（土）～10月1日（日）

場所：越前市文化センター（福井県越前市）

内容：【1日目】全体会

○ パネルディスカッション

（子どもの意見表明・参加に基づく施策づくり/「市民立」の組織と自治体の多様な協働/NPO・市民とともに創る子どもの居場所）

【2日目】分科会

○ 第1分科会「子どもの相談・救済」に参加し、以下の内容で報告を行った。

テーマ：子どもの権利条例による第三者機関の設置と子どもの権利擁護委員の活動の実際

報告者：青森市子どもの権利擁護委員 沼田 徹

内容：1 青森市子どもの権利相談センターの概要

2 活動の状況

3 調整活動の実際



子どもの権利侵害は、子ども自身が被害を認識しにくいことから心に大きな傷を受けたり、その後の成長に取り返しのつかない影響が生じたりするという特性がある。そのため、当センターでは相談に応じることだけでなく、子どもをめぐる関係者間の“調整”を行うことを大切に活動しているということを二つの事例をもとに具体的に報告した。開催市である越前市からは「既存の相談機関ではなく、新たに子どもの権利に係る相談機関をつくる重要性を庁内に伝え、広めるため、第1分科会の報告を参考にしたい。」という意見が寄せられた。

沼田子どもの権利擁護委員は「第三者として当事者・関係者の双方に働きかけることができるのが“調整”という活動であり、他の一般的な相談機関では対応が難しい部分である。丁寧に“調整”を行うことによって、重大案件に至らずに、子どもにとって安心できる環境を整備することに繋がった。」と、第三者機関のメリットが最大限に生かせる調整活動について報告を行った。会場からは①「学校への介入時、学校側から牽制されて十分な調整・調査ができない。学校訪問等の介入はどのように実施しているのか。」、②「報告事案のように子どもの気持ちを十分に聞き出すため、どのような方法で相談を実施したのか。」等、他都市において対応に苦慮したことがうかがえる内容の質問が寄せられた。

② 青森市ひきこもり相談会

市内在住で、ひきこもりで困っている方及びご家族、支援者などを対象とした相談会で調査相談専門員が相談に応じました。

【第1回】

日時：平成29年7月28日（金）

場所：アピオあおもり

【第2回】

日時：平成29年8月25日（金）

場所：アピオあおもり

【第3回】

日時：平成29年12月17日（日）

場所：アピオあおもり

【第4回】

日時：平成30年1月26日（金）

場所：アピオあおもり



V 子どもの権利擁護委員からのメッセージ

「多様性を受け容れる社会について」

子どもの権利擁護委員 沼田 徹

「子ども同士での学びはすごい」

— ピアな関係こそが成長を促す —

子どもの権利擁護委員 小林 央美

V 子どもの権利擁護委員からのメッセージ

多様性を受け容れる社会について



子どもの権利擁護委員 沼田 徹

「みんな違って、みんな良い。」とか、「一人一人それぞれに自分なりの花を咲かせればよい。」などと言われます。この地球上には、76億の人が暮らしていますが、自分と同じ人はいません。そもそも、人は皆、好みも考え方も能力も全て違うのです。このように一人一人異なる個人で構成される社会は、本来、多様であるはずですが。

ところが、現在の社会は、残念ながら必ずしも、「みんな違って、みんな良い。」というような多様性を懐深く受け容れる社会にはなっていないように思います。中学校における制服、シューズや髪型規制のあり方ひとつとっても、多様性や個性の尊重の要請との大きな矛盾舐触の問題があります。

むしろ、様々な場面で、少数派の存在は、無視されたり、勘定に入れられていないことがあります。例えば、障がい者や性的マイノリティーは、「普通の人達」（多数派）に合わせて作られた「当たり前」の社会制度、建物の構造、コミュニケーションツールの前で、立ちすくむことが少なくありません。「自然は多様性を愛するが、社会がそれを嫌悪する」と言われるとおりで。

一色の考え方で社会を塗り込めてしまえば、社会制度は単純で、効率的で多数派にとっては便利この上ないものになるでしょう。

しかし、工業製品のように同じような人ばかりで構成され、多様性が否定された集団は、均質性による損害を被る危険性があります。多くの分野の研究が、均質で閉ざされた集団が危機や脅威に対して脆いことを示しています。多様性を受け容れる社会こそが持続的で強い社会であると言われているのです。

では、多様性を実現するためにはどうしたら良いのでしょうか。そのためには、みんなが自分と違う価値観への理解と寛容を高め、自分と違う考え方の少数者を否定しない態度を取ることです。特に、自分の目の前に、「理解できない」とか、「嫌いだ」、「苦手だ」という相手が現れても、それを受け容れ、違いを前提とした関係を築く力を身につけることが重要です。学校において、集団で教育を行う大きな意味はここにあるのではないかと思います。自分と違う考え方の他者と出会うこと、そして、そういった他者とも何とかして共存していく術を身に付けていくことが大切です。

多様性を実現するためには、分かり合えない者同士が、効率を犠牲にしてでも、お互いの違いを理解するための努力を惜しまず、何とか折り合いを付けるために手間暇をかける覚悟が必要不可欠です。

そして、このように手間暇を掛けることは、少数派の人権を保障するための条件であるだけでなく、社会にとっても有益なコストだと考えられます。

なぜならば、多数派は常識の範囲内で物事を考え、マンネリに陥る傾向がありますが、少数派はその考え方の問題点を気づかせ、新鮮な発想や打開策を提案することがあるからです。

そして、多様性に寛容な社会は、少数派だけではなく、多数派にとっても、安心感や社会への信頼をもたらします。社会の多数派といっても、一人一人は一律一様ではなく、様々な場面でそれぞれに生きづらさや悩みを抱えています。そういった生きづらさや悩みを個人に押し付け、自己責任として切り捨てるのではなく、社会の側がその問題解決のために合理的な配慮をしなければならないとして、大きな枠組みの転換を図ることは、多数派、少数派に関わりなく、みんなが生きやすい社会への一歩となるでしょう。

(ぬまた とおる 弁護士)

子ども同士での学びはすごい — ピアな関係こそが成長を促す —



子どもの権利擁護委員 小林 央美

子どもの権利の日イベントの開催

平成29年11月19日、「青森市子ども会議フォーラム2017『FOR CHILDREN ～参上！青森市の小さき救世主～』」をテーマに、「青森市子どもの権利の日」イベントが開催されました。このイベントは、主に青森市子ども会議委員といわれる青森市内の小・中・高校生が中心となって行っており、市民の方に広くご覧いただくことで、「子どもの権利」の理解も深まることにつながるのではないかと考えています。

そのイベントの第一部では「私たちからの意見提案」と題し、子どもたち目線でのやさしいまちづくりに向けた提案がなされました。第二部では2つの分科会に分かれて「子ども会議と一くいべんと」と題し、身近な課題を取り上げて公開議論を行うというものです。私は子どもの権利擁護委員として第2分科会のコーディネーターを仰せつかりました。第2分科会では小学生4人、中学生5人、高校生2人の計11人で、「自由な時間がほしい！」をテーマに討議しました。

「自由な時間がほしい」ってどういう意味があるの？

「自由な時間がほしい！」というテーマ設定の背景には、「今どきの子どもは忙しい。学校に塾、習い事に部活。ボランティア活動や家の用事、子ども同士の付き合いや課外活動、そして、宿題。休む間もなく毎日活動しているのに、9時には寝なさい。ほっとできる時間はあるの？」というように、今日、子どもの課題として取り上げられているからです。

「今どきの子どもは忙しいのでしょうか？」・・・ベネッセ教育総合研究所が行ったアンケート調査があります。2013年11月、全国の小学5年生から高校3年生、計8,100名の回答を得ております。同研究所は2008年にも同じ調査をしていますので、その比較も含めて結果を概観します。小・中・高校生の意識で『生活が忙しいと感じる』割合は、小学生で51.2%（2008年より1.7ポイント増）、中学生で64.8%（5.6ポイントの増）、高校生で70.4%（5.9ポイント増）でした。『もっとゆっくりしたい』割合は、小学生で72.4%（2008年より5.3ポイント増）、中学生で85.1%（4.4ポイントの増）、高校生で84.7%（4.1ポイント増）でした。この結果から、小・中・高のいずれも5年前よりも忙しく、ゆったりしたいと感じる割合は増えており、5～7割は忙しいと感じ、7～8割はもっとゆったりしたいと感じています。やはり「自由な時間がほしい！」というのは多くの子どもの願いであると推察されます。

自分たちの生活を振り返ってみると・・・本当に忙しいのかな？

さて、青森市子ども会議委員の分科会に話を戻します。数字では確かに忙しいとなっているけれど、自分たちはどうだろうか？と具体的に生活を振り返ってみることにしました。すると「宿題がある、学校の委員会活動などがある、手伝いがある・・・」ということで、やっぱり自分達も忙しいと感じるという話し合いが進みました。

では、反対にほっとする時間はどんな時かを探りました。「音楽を聴いている時、外遊びをしている時、ゲームの時、TVを見ている時、友だちと遊んでいる時」というのが出ました。ほっとするのは、「楽しい時なのだ」という意見も出ました。この時、「私は勉強している時が楽しい。分かることが楽しいと感じる」という意見が出ました。すると、この意見をきいたみんなの表情が変わりました。「あっ？・・・」と何かに気づいたような表情、「何言ってるの？」と驚いた表情、「えっ、そんなことある？」という疑いの表情です。

楽しい時間だけにすればいいんだね？

そこで、こんな投げかけをしてみました。「じゃあ、皆さんの自由な権利が守られるように、大人は楽しい時間だけを保障するように働きかけるといいのかなあ??」。ここで、グループ討議です。小・中・高校生が混合で4班に分かれて話し合いをはじめました。一生懸命に考えています。最初は少ししーんとしていましたが、程なく、意見が行き交います。

結果、各班からこんな意見が出ました。『①忙しい中で見つける自由が本当の自由で価値がある』『②一生懸命に頑張ることと、自由な時間の程よいバランスが大事』『③きまりのもとにこそ、自由がある』『④自由な時間だけでは後でツケが回ってくると思う』というものでした。自分たちで話し合いを進めていく中で、納得のいく『考え』に到達したようで、みんなの表情が明るく、前向きさを感じられました。「思いっきりゲームだけで過ごすのが権利かも??」と感じていた小学生は、中学生や高校生と対等に意見をやり取りする中で、自分自身の中学生や高校生になった時、つまり、これからの自分をイメージしたようで、自分で時間を決めてゲームをすることの大切さを感じていたようでした。

子ども自身が自分で考え、たどり着く答えの意義

子ども達が導き出した4班の結論は、ともすると大人から戒めとしてつい話してしまいそうな内容と同じでした。でも、大人からの戒めでは子どもの内発的な動機付けは生まれず、結局は「言うことをきかない子」というレッテルを貼りがちになり、子どもの真の成長への期待は薄くなります。しかし、自分たちで創出した考えは決意にも通じるものです。

この後、子ども自身が導き出した『考え』を子どもの権利条例に照らして考えてみました。これらの考えは青森市子どもの権利条例が示している4つの権利、「安心して生きる権利・自分らしく生きる権利・豊かで健やかに生きる権利・意見を表明し参加する権利」を子ども自らが行使することにつながるものでした。

子ども同士の学び合いの力はすごい

わずか40分ほどの公開議論でしたが、子ども同士の学び合いによる討議の深さには驚かされました。異年齢によるグループ討議でしたが、それぞれの意見を尊重し合い、意見の内容が分かりにくい時には質問し合い、年齢の低い子どもにも分かるような丁寧な説明をする場面等は、まさに、子ども

の権利を行使する人権意識の感じられる時間でした。異なる意見を認め合いながら、調整し、折り合いをつけ、助け合いながらそれぞれの納得のいく考えを創り上げていくプロセスを経て、班の考えをまとめていきました。ファシリテーターとして時間内にまとまるのかハラハラしましたが、子どもの力を信じてよかったと思いました。

子どもの権利が守られる学習の場の土壌づくり

さて、少し手前味噌になりますが、この異年齢の集団による有意義な討議を保障するために、討議の前に約束をしたことがあります。「この話し合いには、〇×、つまり、正しいとか、正しくないとかはありません。どのような意見でも、自分自身の気持ちから出た意見は尊重されます。かつこいい言葉で表そうとしなくても大丈夫です。自分の正直な気持ちを表すことに力を注いで下さい。そして、他の人の意見は、もし、自分と違う考えでも決して否定しないで下さい。その人は、そんなふうを考えているんだと思うようにして下さい。そして、もし、話したくないことを質問された場合は、”ちょっと”と掌を相手に向けて、やさしくお断りをして下さい」というものです。この約束の背景には、もちろん権利条例があります。「安心して、自分らしく、豊かに、意見を表明し参加する権利」を保障する学習の場の土壌づくりとなります。

子ども同士の学び合いによるエンパワーメント

今回のトークイベントに参加させて頂き、子ども達から学んだことを書いてきました。子ども自身が真に「子どもの権利を理解して、それを行使する主体となること」において、子ども同士の学び合いの場がとても有効であると感じました。

子どもの権利相談センターには様々な相談事例が寄せられてきます。一つ一つの事例に専門相談員と、ある時には学校はじめ専門の機関の方々と協働しながら向き合ってきました。そんな中で、子どもがエンパワーメントするうれしい事例はたくさんありました。年度末、課題を乗り越えて学校を無事卒業したと挨拶に来てくださった子どももいます。時間がかかることもありますが、子どもは成長する、そして子ども同士での学び合い、子どもの集団の中での育ちは、自分で獲得するものなので自信にもつながると感じました。私達大人は、ともすると子どもの育つ力を信じ切れなくて、大人のものさしに照らしながら、つい、手や口を出してしまいます。それは、子どもの成長する場を奪いかねません。もちろん、子どもは危うい時もたくさんあります。声を発して止めなければならない場面もあるかと思います。それでも、子どもの育つ力を信じて、子どもの成長の伴走者であることが子どもの権利を保障する近道ではないかと思います。

(こばやし ひろみ 大学院教授)

VI 相談件数等の年度比較

- 1 相談の状況
- 2 調整活動の状況
- 3 調査活動の状況

VI 相談件数等の年度比較

(平成 25 年度はH25.5～H26.3 の 11 ヶ月間)

1 相談の状況

(1) 相談受付件数

区 分	実件数	延べ件数
25 年度	107	288
26 年度	119	426
27 年度	96	558
28 年度	106	856
29 年度	105	608

(2) 相談者の内訳(延べ人数)

区 分	子ども					大人					合 計 (人)
	小学生	中学生	高校生	その他	計	父又は 母	親族 (祖父母等)	学校 関係者	その他	計	
25 年度	15	106	18	43	182	87	13	1	9	110	292
26 年度	48	65	89	18	220	141	15	7	46	209	429
27 年度	6	215	160	4	385	123	6	21	23	173	558
28 年度	20	579	61	7	667	113	19	35	22	189	856
29 年度	27	205	182	11	425	139	10	17	17	183	608

(3) 相談対象者の内訳(延べ人数)

区 分	子ども						大人				合 計 (人)
	未就学児	小学生	中学生	高校生	その他	計	父又は 母	学校 関係者	その他 (※)	計	
25 年度	4	43	134	25	30	236	3	23	28	54	290
26 年度	9	104	82	143	24	362	9	44	15	68	430
27 年度	4	38	250	158	7	457	7	82	12	101	558
28 年度	3	88	606	39	11	747	75	24	10	109	856
29 年度	1	57	237	191	12	498	29	63	18	110	608

(※) には、親族 (祖父母等) が含まれています。

(4) 相談方法別件数(延べ件数)

区 分		窓口相談	電話	FAX	メール	手紙	訪問 (調査相談専門員)	合計(件)
25年度	初回相談の件数	14	68	1	21	3	0	107
	延べ件数 (1件あたりの相談回数)	30 (2.1)	90 (1.3)	1 (1.0)	161 (7.7)	6 (2.0)	0 (0.0)	288 (2.7)
26年度	初回相談の件数	21	73	0	23	2	0	119
	延べ件数 (1件あたりの相談回数)	47 (2.2)	220 (3.0)	0 (0.0)	151 (6.6)	8 (4.0)	0 (0.0)	426 (3.6)
27年度	初回相談の件数	15	70	0	11	0	0	96
	延べ件数 (1件あたりの相談回数)	42 (2.8)	188 (2.7)	1 (-)	316 (28.7)	1 (-)	10 (-)	558 (5.8)
28年度	初回相談の件数	23	68	0	9	4	2	106
	延べ件数 (1件あたりの相談回数)	56 (2.4)	201 (3.0)	1 (-)	582 (64.7)	9 (2.3)	7 (3.5)	856 (8.1)
29年度	初回相談の件数	25	56	0	19	5	0	105
	延べ件数 (1件あたりの相談回数)	50 (2.0)	169 (3.0)	1 (-)	359 (18.9)	21 (4.2)	8 (-)	608

(5) 相談受付の時間帯(延べ件数) (手紙相談を除く)

区 分		10時～12時	12時～14時	14時～16時	16時～18時	受付時間外	合計(件)
25年度 (延べ282件)	子ども	14	17	29	72	43	175
	大人	33	23	16	25	10	107
26年度 (延べ418件)	子ども	21	20	40	95	35	211
	大人	57	44	31	66	9	207
27年度 (延べ557件)	子ども	37	64	99	161	23	384
	大人	34	37	40	51	11	173
28年度 (延べ847件)	子ども	69	110	171	230	78	658
	大人	48	42	31	57	11	189
29年度 (延べ608件)	子ども	50	39	64	150	102	405
	大人	51	30	42	52	7	182

(6) 相談受付の所要時間(延べ件数) (電話相談、窓口相談、訪問相談についてののみ)

区 分		30分未満	30分～ 1時間未満	1時間～ 2時間未満	2時間～ 3時間未満	3時間以上	合計(件)	
25年度 (延べ120件)	電話相談	子ども	9	1	0	0	0	10
		大人	50	22	7	1	0	80
	訪問相談 窓口相談	子ども	0	5	6	0	0	11
		大人	0	8	10	1	0	19
26年度 (延べ267件)	電話相談	子ども	49	7	2	0	0	58
		大人	137	22	3	0	0	162
	訪問相談 窓口相談	子ども	4	6	7	0	0	17
		大人	8	7	14	1	0	30
27年度 (延べ240件)	電話相談	子ども	41	6	1	0	0	48
		大人	113	27	0	0	0	140
	訪問相談 窓口相談	子ども	2	2	19	1	1	25
		大人	3	3	17	2	2	27
28年度 (延べ264件)	電話相談	子ども	39	8	1	0	0	48
		大人	118	28	7	0	0	153
	訪問相談 窓口相談	子ども	2	11	17	2	1	33
		大人	5	8	14	3	0	30
29年度 (延べ227件)	電話相談	子ども	38	7	1	0	0	46
		大人	98	20	5	0	0	123
	訪問相談 窓口相談	子ども	4	5	13	0	0	22
		大人	13	5	17	1	0	36

(7) 相談内容の内訳

区分		交友関係	不登校	いじめ	教職員等の指導	学校等の対応	家族関係	子育ての悩み	心身の悩み	家庭内虐待	進路問題	金銭問題	行政機関等の対応	その他(※)	不明	
25年度	実件数42件 (延べ182件)	子ども	19 (115)	1 (1)	4 (7)	3 (13)	0 (0)	4 (5)	0 (0)	5 (23)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	4 (16)	0 (0)
	実件数65件 (延べ106件)	大人	2 (4)	2 (3)	2 (8)	7 (13)	6 (15)	6 (13)	18 (26)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	21 (23)	0 (0)
26年度	実件数44件 (延べ219件)	子ども	15 (65)	1 (4)	3 (26)	4 (15)	0 (0)	5 (7)	0 (0)	11 (96)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (5)
	実件数75件 (延べ207件)	大人	2 (3)	5 (45)	8 (21)	9 (31)	7 (15)	10 (20)	13 (27)	3 (8)	3 (16)	1 (2)	1 (2)	1 (1)	10 (14)	2 (2)
27年度	実件数34件 (延べ385件)	子ども	14 (140)	1 (150)	4 (56)	4 (15)	0 (0)	4 (13)	0 (0)	3 (6)	1 (2)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
	実件数62件 (延べ173件)	大人	5 (13)	5 (15)	7 (16)	11 (53)	6 (32)	5 (7)	7 (18)	0 (0)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	11 (14)	2 (2)
28年度	実件数36件 (延べ667件)	子ども	3 (15)	1 (299)	4 (10)	3 (4)	0 (0)	5 (68)	0 (0)	9 (102)	1 (3)	4 (157)	0 (0)	0 (0)	4 (6)	2 (3)
	実件数70件 (延べ189件)	大人	3 (7)	10 (35)	8 (12)	8 (16)	4 (24)	5 (8)	16 (61)	0 (0)	2 (2)	1 (6)	0 (0)	2 (3)	11 (15)	0 (0)
29年度	実件数41件 (延べ425件)	子ども	9 (34)	3 (178)	0 (0)	7 (11)	0 (0)	7 (24)	0 (0)	10 (152)	0 (0)	5 (26)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	実件数64件 (延べ183件)	大人	4 (11)	11 (42)	4 (10)	7 (50)	5 (13)	6 (12)	13 (21)	0 (0)	4 (11)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	9 (12)	0 (0)

(※) には、「学校等の事故」が含まれています

2 調整活動の状況

年 度	調整先 小学校	中学校	高等学校	市教育 委員会	その他 行政機関	子ども 保護者等	合計(回)	
25年度	2	1	0	2	0	30	35	(3件、35回)
26年度	1	4	2	1	1	25	34	(6件、34回)
27年度	0	10	3	1	0	15	29	(5件、29回)
28年度	7	7	0	2	21	10	47	(8件、47回)
29年度	2	31	4	10	30	0	77	(11件、77回)

3 調査活動の状況

(1) 申立てによる調査活動の状況

区 分	申立て件数	調査回数
25年度	1	2
26年度	0	0
27年度	0	0
28年度	0	0
29年度	0	0

(2) 自己発意による調査活動の状況

年 度	調整先 小学校	中学校	高等学校	市教育 委員会	その他 行政機関	子ども 保護者等	合計(回)	
25年度	2	1	0	0	0	0	3	(2件、3回)
26年度	4	0	0	0	0	7	11	(2件、11回)
27年度	0	0	3	0	0	0	3	(1件、3回)
28年度	0	0	6	0	1	0	0	(1件、7回)
29年度	5	7	0	0	0	0	12	(2件、12回)



VII 参考資料

- 1 青森市子どもの権利条例
- 2 青森市子どもの権利相談センター職員名簿

Ⅶ 参考資料

1 青森市子どもの権利条例

青森市子どもの権利条例

平成二十四年十二月二十五日

条例第七十三号

目次

前文

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 子どもにとって大切な権利(第五条―第九条)

第三章 子どもにとって大切な権利の保障に関する市の責務と取組(第十条―第十五条)

第四章 子どもにとって大切な権利の侵害からの救済と回復(第十六条―第二十一条)

第五章 雑則(第二十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、子どもが愛情をもって生まれ、毎日をのびのびと生き、自分らしく豊かに成長し、発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的とします。

(定義)

第二条 この条例で、次に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるとおりとします。

- 一 子ども 十八歳未満の人その他これと等しく権利を認めることが適当であると規則に定める人をいいます。
- 二 大人 過去に子どもであった全ての人をいいます。
- 三 保護者 親や親に代わり子どもを養育する人をいいます。
- 四 育ち学ぶ施設 保育所、学校、児童養護施設その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通園し、通学し、入所し、利用する施設をいいます。

(基本的な考え方)

第三条 子どもの権利の保障は、次の基本的な考え方に従って進められなければなりません。

- 一 子どもの最善の利益を優先して考えること。
- 二 子ども一人一人が権利の主体として尊重されること。
- 三 子どもの成長と発達に配慮した支援が行われること。

(大人の責務)

第四条 保護者は、子育ての第一の責任者として、子どもの権利を尊重しなければなりません。

- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分らしく成長し、発達していくために育ち学ぶ施設が大切な役割を持つことを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 3 地域住民は、地域が子どもの成長と発達にとって重要な場であることを認識し、子どもの権利を尊重しなければなりません。
- 4 第一項の保護者、第二項の育ち学ぶ施設の関係者、第三項の地域住民のほか、大人は子どもの権利を尊重しなければなりません。

第二章 子どもにとって大切な権利

(子どもにとって大切な権利の保障と互いの権利の尊重)

第五条 子どもには、成長し、発達していくために、この章に定める大切な権利が保障されなければなりません。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

(安心して生きる権利)

第六条 子どもには、安心して生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。
- 二 愛情をもって育まれること。
- 三 食事、医療、休息が保障され、健康的な生活を送ること。
- 四 いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力と有害な環境から守られること。
- 五 性別、国籍、障害などを理由に、いかなる差別も受けないこと。
- 六 困っているときや不安に思っているときには、相談し、支援を受けることができること。

(自分らしく生きる権利)

第七条 子どもには、自分らしく生きるために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 自分の個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- 二 自分自身の夢や希望を持ち、可能性に挑戦すること。
- 三 プライバシーや自らの名誉が守られること。
- 四 自分が思ったことや感じたことを表現すること。
- 五 自分にとって必要な情報や知識を得ること。
- 六 自分にとって大事なことを年齢や成長に応じて、適切な助言や支援を受け、自分で決めること。
- 七 安心して過ごすことができる時間や居場所を持つこと。

(豊かで健やかに育つ権利)

第八条 子どもには、豊かで健やかに育つために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 遊ぶこと。
- 二 学ぶこと。
- 三 芸術やスポーツに触れ親しむこと。
- 四 青森の文化、歴史、伝統、自然に触れ親しむこと。
- 五 まちがいや失敗をしたとしても、適切な助言や支援を受けることができること。

(意見を表明し参加する権利)

第九条 子どもには、他人の意見を尊重しつつ、自分の意見を表明し、社会に参加するために、次のことが保障されなければなりません。

- 一 家庭、育ち学ぶ施設、地域などで、自分の意見を表明すること。
- 二 自分にとって重要な決定が行われる場合は、自分の意見を主張できること。
- 三 自分の表明した意見に対し、適切に配慮されること。
- 四 仲間をつくり、集まり、活動すること。

第三章 子どもにとって大切な権利の保障に関する市の責務と取組

(子どもの権利の普及啓発と学習支援)

第十条 市は、子どもの権利の普及を図るため、子どもと大人が共にこの条例と子どもの権利について適切に学び、理解するための機会を提供するものとします。

2 市は、毎年十一月二十日を「青森市子どもの権利の日」とし、この日にふさわしい活動を行うものとします。

(子どもの育ちへの支援)

第十一条 市は、子どもの豊かな育ちを支援するため、次のことに取り組むよう努めなければなりません。

- 一 子どもに健全で多様な生活体験や交流の場と機会を提供すること。
- 二 子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、子どもが相談できる場と意見表明し社会に参加する機会を提供すること。

(保護者への支援)

第十二条 市は、保護者が安心して子育てができるよう支援に努めなければなりません。

- 2 市は、特別に支援が必要な保護者に対しては、それに応じた支援に努めなければなりません。

(子どもの命と安全を守る取組)

第十三条 市は、いじめ、虐待、体罰その他身体的、精神的暴力の防止と早期発見に努めるとともに、それら子どもの権利の侵害からの救済に必要な取組を実施するものとします。

- 2 市は、子どもが薬物、犯罪などの被害を受けないように、必要な取組を実施するものとします。

(子ども会議)

第十四条 市は、市政などについて、子どもが意見を表明し参加する場として、青森市子ども会議（以下「子ども会議」といいます。）を置きます。

- 2 市は、子どもに関わることを検討するときは、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

(子どもの権利の保障の行動計画と検証)

第十五条 市は、この条例の目的を達成するため、子どもの権利の保障に関する行動計画（以下「行動計画」といいます。）を定めるものとします。

- 2 行動計画の検証は、青森市健康福祉審議会条例（平成十八年青森市条例第四十三号）に定める児童福祉専門分科会で行うものとします。
- 3 行動計画の検証を実施するに当たっては、子ども会議の意見を尊重するよう努めなければなりません。

第四章 子どもにとって大切な権利の侵害からの救済と回復

(相談と救済)

第十六条 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関などと相互に協力と連携を図るとともに、子どもの権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

(子どもの権利擁護委員)

第十七条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談や救済の申立てを受け、その救済と権利の回復のために必要な調査、助言、支援などを行い、これらの調査などの結果を踏まえた是正措置や制度改善の勧告や要請を行うなどのため、青森市子どもの権利擁護委員（以下「委員」といいます。）を置きます。

(委員の職務)

第十八条 委員の職務は、次に掲げるとおりとします。

- 一 子どもやその関係者から相談を受け、助言、支援、関係者間の調整を行うこと。
- 二 子どもやその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- 三 子どもやその関係者から救済の申立てがなくても、その救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- 四 第二号、第三号の規定による調査などの結果、必要があると認めるときは、是正措置や制度改善について、関係する市の機関に対する勧告や市の機関以外のものに対する要請を行うこと。

五 第四号の規定により勧告や要請を行った後に、必要があると認めるときは、その是正措置などの状況に関しこれらの勧告などを受けたものに報告を求め、その内容を救済の申立てを行った人などに伝えること。

2 委員は、第一項第二号、第三号の事実の調査を次の方法により行うことができます。

一 関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録の閲覧や提出を要求し、実地に調査すること。

二 必要な限度において市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めること。

(委員の人数、任期など)

第十九条 委員は、三人以内とします。

2 委員は、人格が優れ、子どもの権利に関し専門的知識と経験を持つ人のうちから、市長が委嘱します。

3 委員の任期は三年とし、再任を妨げません。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはなりません。委員の職を離れた後も同様とします。

5 委員は、第四項に定めるもののほか、その職務を遂行するに当たって、次のことを守らなければなりません。

一 子どもやその関係者の人権について、十分に配慮すること。

二 相談や救済の申立てなどの内容に応じ、関係機関などと協力して、その職務を行うこと。

6 市長は、委員が第四項前段の規定に違反したことが判明したときやその職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱するものとします。

(勧告の尊重と委員への協力)

第二十条 第十八条第一項第四号の規定により勧告を受けた市の機関は、その勧告の内容を十分に尊重しなければなりません。

2 第一項に定めるもののほか、市の機関は、委員の職務に積極的に支援や協力をしなければなりません。

3 市の機関以外のものは、委員の職務に協力をするよう努めなければなりません。

(調査相談専門員)

第二十一条 市長は、子どもの権利の侵害について、子どもやその関係者から相談を受け、委員と連携し、必要な調査、助言、支援を行うため、調査相談専門員を置きます。

第五章 雑則

(委任)

第二十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第四章の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

2 青森市子どもの権利相談センター職員名簿

平成30年3月31日現在

(1) 青森市子どもの権利擁護委員

氏名	期間	職業等
沼田 徹	平成25年5月1日～	弁護士
小林 央美	平成25年5月1日～	大学院教授
関谷 道夫	平成25年5月1日～	臨床心理士

(2) 調査相談専門員

氏名	期間
赤木 光子	平成25年5月1日～平成30年3月31日
佐藤 実花	平成25年5月1日～
藤原 英里子	平成28年4月1日～

平成 29 年度 青森市子どもの権利相談センター 活動報告書

平成 30 年 5 月発行

発行 青森市子どもの権利相談センター

〒030-0822 青森市中央 3 丁目 16 番 1 号 青森市総合福祉センター 2F

TEL 017-763-5678 / FAX 017-763-5678

メール ao-kodomokenri@city.aomori.aomori.jp

相談専用電話 0120-370-642 (フリーダイヤル)
